

府中町議会議員政治倫理審査会会議録（第2回）

I 会議の概要

1 招集日時 令和6年5月2日（木）

2 招集場所 府中町議会議事堂 第1委員会室

3 出席委員 （9人）

委員長	児玉利典
副委員長	益田芳子
委員	西山優
委員	狩野雄二
委員	山口晃司
委員	二見伸吾
委員	西友幸
委員	力山彰
委員	木田圭司

4 欠席委員 （0人）

5 付議事件 （1）審査対象議員による審査にかかる事項の説明
（2）審査対象議員の説明に対する事情の説明

6 職務のため出席した者

議会事務局長	森	太
議会事務局次長	田村	洋
議会事務局主任主事	宮田	優介

7 傍聴の可否（傍聴者数） 可（一般傍聴 11人、報道関係 1社）

8 議事の内容 別紙のとおり

<午前9時30分 審査会 開会>

○児玉 委員長

皆さんおはようございます。

ただいまの出席委員は9名ですので、過半数と認めます。それではこれから第2回政治倫理審査会を開会いたします。

本日の審査会ですが、お手元の日程のとおり進めていきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○児玉 委員長

ご異議なしと認めます。それではそのように進めます。

日程に入る前に、委員長から、田中議員にお話します。

田中議員は、今回の審査請求の提出があった4月18日の夕方に、議会事務局に来て、居合わせた議長に対し、議長室でこのような審査請求を何で受け取ったのかなどと議長に質問するなどの行動があったと報告を受けております。

田中議員は、前回の審査請求の際も、議会事務局に来て居座るなどの行為があり、また、第1回審査会があった1月9日午後にも、議会事務局で職員に対し、審査請求の書類を作成したのは誰かと何度も問いただしたという報告があったため、委員長から、このような行動を厳に慎むよう申し渡されたことはご記憶と思いますが、審査請求があるたびにこのようなことをされるのは大変遺憾に思います。

審査の際は、委員長から、田中議員は、政治倫理について、審査対象議員という立場を理解し、そのような行動を厳に慎んでいただきたいとします。この点、審査会委員長から要求をいたします。というお話がありましたが、政治倫理審査委員会条例第2条には、議員は政治倫理に反する事実があったとの疑惑が持たれたときは、真摯かつ誠実に疑惑について説明しなければならないと規定されています。

また同じく条例第5条は、議長は、審査請求が出たら、審査会を設置するとされ、議長による請求の事前審査の規定はありません。

田中議員がなすべきは、真摯かつ誠実に疑惑について説明、なのであって、審査会の前に議長室に来て、議長に、審査申立を受け取ったことを問いただすことではないことは言うまでもありません。

よろしくお願いします。

~~~~~○~~~~~

○児玉 委員長

それでは、日程第1項審査対象議員の説明に参ります。

本日は、対象議員の田中議員に出席を求めています。

田中議員にこの議事の根拠をお伝えします。

田中議員には、令和6年4月18日付けで、府中町議会議員倫理条例第3条の第1号に違反した疑いで、審査請求が出されて、この審査会が設置されました。

内容については、議長から、審査申出のお知らせがあったと思いますが、すべて田中議員が発出した書面と行動に関わるもので、これらについてご説明をお願いするものです。

これは、府中町議会議員倫理条例第6条第5項の審査対象議員に出席を求め、審査に係る事項の説明を行う機会であり、当該規定による審査会の義務は、この日程第1により終了するものと考えております。

審査対象議員は、審査に関わる事項について説明を行っていただきます。

ここまで確認したところで、令和6年4月25日付けで田中議員から提出された政治倫理審査会資料3において、公正な審査のためにと題した部分は、審査会に対するご意見と思われまますので、ここで私のほうから説明をいたします。

審査会の第三者性を高めるため、政治倫理条例第6条第4に基づく、識見を有する者の意見等を聞くよう求めるとのことですが、ご指摘の規定は、審査会は、審査のために必要と認めるときは、と限定がありますので、審査会が認めればそのような機会があるかもしれませんが、そのような場合はご指摘されるまでもなく、審査会で決定させていただこうと思えます。

なお、本日、田中議員への事情聴取または報告も、この規定によるものですので、審査会は、ご指摘の項の規定を理解していると了解ください。

ご指摘の第4項の内容のうち、条例上、審査会に義務付けられているのは、次の第5項の対象議員の説明を行う機会であって、識見を有する者に対する義務規定はないものと承知しています。

次に、審査に十分な時間をかけるよう求められ、求めると書かれていますが、これも条例に基づき、審査を行う機関により決定するものと思えます。

失礼ながら、議長に審査の時間を決定する権限はありませんので、議長の発言は、個人的な推量のご発言と思われまます。

次、条例の原則でもある。公開審査とするべきであるとのことですが、ご承知の通り、前回は今回も公開され、新聞記者の方も入っていらっしゃいます。

条例の原則通り運用しています。

田中議員におかれましても、真摯かつ誠実に疑惑について説明をしていただきますようお願いいたします。

なお、審査会条例第6条第6項に、秘密会が規定されております。

審査会が特別多数決で必要と認めれば、そのように運用する可能性があります。

次に、審査会は、まず審査対象議員に対し、具体的な審査対象行為の特定を求めるべきだとのことですが、審査請求は、3月定例会で決議した陳謝文の朗読を指定したことと、これ以前に審査請求資料の、別紙1から別紙3までの書面を配布または議長に提出していることの内容と行為が政治倫理条例第3条第1号の違反に疑われるとの文面でした。

ここで論点の明示ということですので、委員の皆様にお諮りいたします。

今回の審査請求の内容としては、一つ目、議会の決定に従わないこと。

二つ目、文章の内容が事実に基づいていない、または読む者に誤解を与えるような表現で、議長や議会、事務局員を批判していること、及び、このような文書を配布または提出したことを行うこと。

この2点が本審査会における主な論点と考えますが、委員の皆さん、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○児玉 委員長

ご異議なしということですので、田中議員におかれましても、論点はそのようにお考えいただくようお願いいたします。

私の方からの説明は以上です。

それでは、元に戻りまして、対象議員による審査に係る事項の説明についてです。

発言はすべて委員長に従ってください。

説明は、府中町議会議員政治倫理審査会資料1、審査請求書の別紙1から別紙3まで、こちらは、内容と行為について対し、審査対象となっていますので、そのつもりでご説明ください。

同じ資料1の陳謝文読み上げを拒否したことについて、説明したい事情があれば、それを。

続いて、今回提出されました府中町政治倫理審査会資料3の順で説明してください。

(発言する者あり)

○児玉 委員長

今回、田中議員から出された2ページものがありましたね。

それです。

また、審査会が別途必要な書類の提出、意見の陳述を要求することがありますので、それに従ってください。

なお、審査会が要求しない資料の提出や意見の陳述は、条例に規定されておらず、基本的に認めませんので、念のため申し添えます。

対象議員にお伝えすることは以上でございます。

それでは、審査対象議員に、審査に関わる事項について説明を求めます。

田中議員。

○田中 議員

ちょっと今いろいろ言われたんで、どの順番でせえとか、どれをせえ言うのが、ちょっとメモが取りきれないんで、できれば文書で事前にですね、出していただければ。昨日、何か準備されたんかどうかわかりませんが。

ちょっと前後をするかもしれんけどそれはこらえてください。

で、今の説明に入る前に、傍聴者にはこの別紙の1から3が配られてないんですよ。そうすると、全く蚊帳の外になっちゃうんじゃないんですかね。

○児玉 委員長

いやそれはもう説明でしてください。

○田中 議員

いやだから別紙1から3がね、配られてないと、本当に蚊帳の外になっちゃうんじゃないんですかね。

~~~~~○~~~~~

○児玉 委員長

暫時休憩いたします。

<午前9時42分 審査会 休憩>

<午前9時47分 審査会 再開>

○児玉 委員長

休憩中の審査会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○児玉 委員長

田中議員、説明のほうをお願いします。

なお、説明の前にどの資料かを示して説明のほうをお願いします。

○田中 議員

はい。

さっき児玉さんおっしゃったように、この審査会へという資料に沿って僕としては説明したいと思います。

2枚もののA4の公平な審査のために、って書いてあるところからですけども、要は、資料3ですね。

で、今回審査会は2回目なんで、前回のことも踏まえて、この最初の黒丸の公平公正な審査のためにというのを、意見として出します。

これはあくまで僕は審査会のメンバーではないので、審査会に対してですね、要求するものであります。

これ前回の時も言いましたけども、やはり公平性というのが、どう担保するかの大したことだと思うんですよね。

審査員の中には、この手の審査員はやはり委員同士でやるんじゃないかと、第三者だけで、第三者委員会でやった方がいいんじゃないかという意見をお持ちの方もおるように聞きますし、実際ネットでなんかで、他の町の例を見てもですね、そういう審査会も結構あるわけですよ。

少しでもそれに近づくためには、やっぱりこのわが町の倫理条例にある、第三者、識見を有するものを入れることで、少しでもそれに近づくことができると、これ前日も主張しましたけども、するわけです。

もちろんさっき児玉委員長、必要と認めるときは、そうしますよというような話されましたけども、私は、ぜひ必要と認めて欲しいなと思うわけでありまして。

それから十分な時間をかけるよう求めると、これも当然だと思いますよね。

いろんな、議会日程で、慌ただしく急いでやるんだという話も議長から聞いたわけですけども、先ほど児玉委員長は、議長の発言は失礼ながら、個人的な推量の話だと言いましたけども、この委員会自体はやっぱり事あるごとに議長と相談しながら進める、というて発足しとるわけですよ。

だったら余計ことですよ、議長とも相談されてですよ、そんなことのないように、拙速して、さっき言ったように僕もメモも取れんし。文書が出てきてからそれに対して吟味して、反論することもできますし説明することができます。

口頭でここでやりとりするあれどうだったかな、というようなことを重ねるわけでは本当にきちんとした審査にはなりません。

選挙を前に駆け込みで何か結論を出すんだということはあってはならんわけですよ。

それ町民に対する裏切りだと思いますよ。公正な審査ができるかどうかということについてはですね。

それから黒ポツで言うと三つ目ですが、公開審査ですね。

先ほど公開は原則ですけども、秘密会も必要とあれば認めるんだという、児玉委員長説明ありましたけども、僕はそれを言いよるわけですよ。すべてオープンにした方がいいと。

前回もそうだったわけですよ。最後の報告事項をまとめる時に、秘密会にしましたけども、そんなことはする必要はない。

今回特に審査の対象になっとるのが、議会での発言、言動であったり、あるいは僕が配布したり、議長に出したりする、公にしとる情報でありますから、全くプライバシーの問題もないし、秘密会にする必要もない。議長に報告するそのまとめの審議の時もですね、ぜひ、秘密会にしないようにと、そういう、僕の要求であります。

堂々と、最後まで審議を尽くしてください。

それから、論点を明らかにする。

これは具体的に、何が問題なのかちょっと僕もわからないわけですよ。

先ほどの審査請求で、二つの論点だというふうに委員長説明がありましたけども、一つは、よくわかります。議会の議決に従わなかったこと。

もう1点、文章の内容で、事実と違うこととかがあるとか、いったい文書のどこがその事実と違うのか。あるいはどこが、この政治倫理条例のですね、品位と名誉を汚しとる表現なのかと。

それが無いということをここで、求めておるわけですから。

文書の内容という、一言で言ったらどんな内容かが論点として、これは委員会がですね、審査請求議員にまずは質して。

委員長としてですね、こういう審査請求でとるけど、この論点は具体的にはどの表現なの、というのをまず質してくれないと私としては答えようがないわけですよ。

この文書全体じゃいって言われてもですね。

最初のこのミニ通信といいますかね、僕は小さな顔写真入れてますけども、この文章全体が品位がないと言うのであれば、私の顔が品位がないのか、みたいなことにもなって、それはそれで認めますけども、そういう問題じゃないわけでしょう。

この顔写真とかここじゃなくて、この表現なんだ、ここが問題なんだというふうにですね、論点を明らかにするよう、委員長が審査請求議員に、求めてくださいと。

それが出た上で、私は説明しますというのが、この黒ポツの四つ目のところです。

それから、黒丸の決議に至る手続きの不備ですけども、これは私の意見ですけども。

そもそも今回の審査請求になつとる謝罪文の朗読の拒否の問題、そもそも謝罪文の朗読の決議がね、手続きとしておかしかったんじゃないんですかということを指摘しておるわけです。

これはもちろん文書でも議長にも出して、ここにも証拠というか、別紙2とか3に出とるわけですけども。

最初の審査会が結論を出して、勧告を三つ出したと。議長に勧告した。

政治倫理条例の8条に基づいてその勧告が出たわけですけど、政治倫理条例の9条はですね、その勧告に基づいて議長がこういう措置をする、ということが書いてあるわけです。

それに基づいて議長は措置をされたと。つまり私に、陳謝文の朗読しなさいという措置をされたと。

これが政治倫理条例上のもので、手続きとして、一つ完結しとるわけですよ。

これもネットなんかで見ると、よそでの政治倫理のあり方がよく出てますけども、議長に勧告が出ると、議長がそれを受けて即座に措置を文書にして、当該議員に渡すと。で、当該議員はそれをOKと受けたり、拒否したりすると、それが大体セットになつとるわけですね。

そこで、政治倫理条例の手続きとしては完結するわけですけども、府中はなぜかその中の手続きの一つだけですよ、議長の措置のうちの一つをわざわざ議運が、議決に、議員提案として議決にまわして3月定例会で、決議にしていると。

これは手続きとして僕はおかしいと思うわけでありまして、これはそうなる前に事前に文書で出してるのが、まさにここの別紙で2、3につけて指摘してるとこなわけですよ。

普通だと、議長が何らかの措置をすればですね、それを定例会で議長報告すればいい話ですからね。

議長としては、こういう、措置をしました。本人は拒否しました。それをちゃんと議会で報告すればいいことだろうと思います。

この手続きは、私はおかしいと思うし、だからこそ文書を出しているわけですね。

これについては議長とも何度も話して、曖昧なことだったわけですね。

ついでに言えば、この別紙3。3月7日付、これ、3月8日から3月定例会が始まる前日ですけども、田中の事務所で議長と話をして、今のような手続きの話をして、おかしいんじゃないの。梶川議長と話をしたわけですね。

議長は、例によって黙って、今分からないし、明日回答しますと言ったわけですけども、その回答がなくて、そのままずるずると定例会が始まって、18日の議決に至ったわけです。

個人的に責めとるというよりもですね、こういう手続きが非常に曖昧で、議員にも説明できないまま議案化された。これは問題だと、私は、僕は指摘させていただいておるといふところでもあります。

それから黒丸の3番目ここが一番問題なんですけども、何が品位と名誉を損なう行為なのかと。

先ほど論点が、どの表現が、品位と名誉損なう行為なのか、ご指摘がないので私として答えるのは難しいんですけども。

一つ目の議会の決定に従わないこと。これはよくわかります指摘としてはね。指摘としては。

ただ、議会の決定に従わないことが、私の議員としての品位と名誉を損なう行為なんですかね。

決定に従わないこと自体が、倫理条例には、もちろん違反だということは書いてないわけですから、解釈としてそう主張されるんだと思うんですけども、ご存知のように、議会のあの決議は、いわゆる機関意思決定でありますから、それはそれで有効に成り立つとるわけですね。こういう決議をしたよというのが議会の議決としては成り立ってる。

それに従うかどうかは、これは私の判断に委ねられてるわけですよ。

それは、陳謝文読み上げなさいと、いやこの文章じゃ読み上げられませんと、私がお断りしたと。

これは決して、法令違反でもなければ、品位と名誉を傷つける、私の品位と名誉を損なう行為でもないわけでありませう。

普通、議場での本会議や議会での、規律違反とか秩序違反とかね、そういうことがあるんなら、地方自治法上の懲罰規定できちんと手続き取ればいい話なんです。

議会の決定に従わないことが、秩序違反だというなら、なぜ、自治法上の懲罰規定で懲罰委員会を請求しないのかと。

これが普通のやり方なんです。

それができないからといって、この倫理条例をまた持ち出してきて、品位と名誉だというような、相当無理がある。

論点としてはわかりますよ、これを挙げ、あげつらってるから、ここ指摘して、違反であったとしての論点はわかりますが、その適用すること自体が非常におかしい。

本来適用すべき、自治法上の懲罰規定でなくて強引に倫理条例に持っていったと。

私はこういう強引な、あえて言えば、本当に言いがかり的なですね、こんなやり方こそ、政治倫理としてどうなのかと、非常に疑問に感じるわけではありますが、私とその議決内容に従わない理由というのは、このさっきの別紙2の3にも書いてありますし、議長とも、政治倫理上の手続きの中でですね、えっと説明して、それはご理解いただいておりますわけですけどもね。

私の品位と名誉からすればですね、この陳謝文を読み上げることの方が、私の議員としての品位と名誉を損なうと、私はそう思うわけであります。

あんた大人の対応しんさいや。ええじゃない、口先だけで読んでおけばええんじゃけえ、という人もいますよ。

それは逆にでも倫理上問題がある。

陳謝文の内容も事実でないこと、事実確認されてないこと、表現上、パワハラという言葉こそないけども、いろんな言葉は、事実でない、認定されてない、そんな言葉が並んで、それを私の言葉でしゃべれというわけですね。

これはもう私の人格権や、倫理観を損なうと。だから私は良心に従ってこれ読めませんということを議長に何度も伝えて文書でも言っとるというわけですね。

だからくどいようですけども、決議に従わないことは、従えば逆に私の品位と名誉が損なわれるということなわけでありましてね。

黒ポツのところに書いてあるように、もちろん法的拘束力がないのに、これを、また政倫審の規定違反だということは、これは相当無理がありますね。

政治倫理条例というのは、これはいつか二見議員も何かで説明されていますけども、強制力のない勧告なんですよ。

つまり政治倫理、その対象となる議員みずからね、あなた判断しなさいよと、そういう正す、それが政治倫理条例の肝なんですよ。強制的に何かやらせるものじゃない。これはあなたの良心が問われとるんだよと、あなたで判断しなさいというのが政治倫理条例の肝なんですよ。

だから私も、議会の決議なり、政倫審の決議、内容は全く同じものですけどもね。

問われた時それ考えましたよ、これどうしようかなと。

きちんと向き合って、その上で私は判断を下したわけですからね。

これは決して、議会軽視でもないし、議会の議員としての私の、品位と名誉に基づいてですね、良心に従って出した結論であります。

それから、黒ポツの4ですね。

審査請求書は、僕の、いわゆるミニ通信といたしますかね、さっきの顔写真入りのやつとね、議長への提出文書の二つね、その内容またはその行為が規定に違反すると。

内容については全くどこがと言われるのかわからないので、ちょっと表現しようがない。

僕はそんな変な表現は使ってませんよ。自分の名誉が傷つけられるような、そんな、あんまり上品な言い方はしてないかもしれんけども。これは、きちんと説明する文書ですからね。

モノ言う議員をパワハラ扱いと田中はめげずに頑張ります。

これは僕の意味をきちんと表明したミニ通信。これちょっと拡大してるから大きくなってますが、これこの半分の大きさだったこともありますけども、このミニ通信はどこが、規定に違反するかさっぱりわからん。

それと別紙2と3は、これ議長に出しました。内容についても話した。

これのどこが下品というか、私の品位と名誉を損なう表現なのか、どの文書がそうなのか、僕はさっぱりわからない。

これをきちんと示していただいたら次回、吟味してここはこうだよという説明ができます。

それから、先ほどもですけども、その内容等を配布したその行為、その配ったこととか議長に出したこと、文章をもって意思表示することが、これも規定違反だと、つまり品位と名誉汚す行為だというようにも読み取れる。

児玉委員長からの指摘もそう聞こえるんですけども、内容は、きちっと指摘してくれば。ただ、配布するとか出す行為ですね。これを、条例違反だというのは、言論・表現の自由、憲法に対する挑戦だということになってしまいますよ。

私だけでなく多くの議員がですね、町政報告だとか、いろんな通信だとか後援会だよりだとか、そういうなの配ったり、ウェブに流したり、あるいは街頭宣伝もされるわけですよ。

内容はいろいろありますよ、非常に問題のある内容をされる方もいるし、僕の内容について、それは、問われることがあるかもしれない。

でも、そういうことをすること自体ね、その行為と言って指摘することはね、これは、全然、品位と名誉じゃない、逆に指摘することの方がおかしい。

特に議長にいろいろ抗議したり意見を言ったり、あるいは申し入れたりするときは、やっぱ文章にしとった方が論点きちっと分かるしですね、理性的で論理的なやりとりができるわけですよ。

言葉のやりとりだと、つい何かわけわからんようなことがある。

そういう意味ではこうやってきちっと文書を出すことはですね、もう議員としての品位と名誉をむしろ高める、そういう言葉でわあわあやるよりも、文書できちっとやる方がですね、品位と名誉を高める手段じゃないんでしょうかね。

文書を出したこと自体を咎めるというのは、これはもうもってのほかの言いがかりだと言わざるを得んわけでありましてね。

先ほども委員長も、事務局長なり議長なりから報告を受けたのかもしれませんが、文書で事前に議長と話したことをですね、もうけしからんというような言い方されてますけども、そりゃあ、いつでもどこでも議員同士いろんな話をせにゃいけないじゃないんですかね。

しかも突然いろんな倫理条例の違反だという文章、議長が受け付けて、いや急いどるけ、日程が詰まってるけ、こうやらなきやって、いやそんなことしんさんなやってそういう話をするのは当然じゃないでしょうかね。

これは、今ちょっとこの文章から外れましたけども、いずれにしても文書でやりとりするのは、私は非常に理性的論理的で、むしろ品位と名誉を高める行為だと思うわけでありませぬ。

それから審査請求に具体的な指摘がないと言ってさっきから説明しとるわけですけども、実は第1回の審査会が、こないだの4月19日にあったときですね、口頭で木田議員が、審査申し立て代表議員が、口頭でちょっと説明されとるんですよ。

僕はこの提出した文書がこれ締め切りが4月25日、この時点ではこうだったんですけども、さっきの4月19日の木田議員が口頭で第1回の審査会で、説明したことを議事録にその後アップされたんですよ。

これを文書にしてよく見たらですね、論点が幾つか触れられておるんですよ。

やっぱりこうやって文章になってくると、これか、ということが指摘されるんで、これもちょっと、指摘したいと思うんですが、その一つはですね、これ木田議員が、口頭で述べた言葉ですよ。

一つ、田中議員は、2月15日から3月7日までの三つの文書、三つの先ほどの別紙1から3のですね、この三つの文書を作ったことについて触れてですね。

こう述べておるんですよ。

審査会の勧告も、議会の議決も無視しながら、このような文書を議長に提出するのはいかなものかと、議会をおとしめる行為なのではないかと思われませぬ。

と、木田代表は述べておるんですよ。

ただね、審査会の勧告も議会の議決を無視しながらと言うんですが、無視しとったら、こんな文章出せませぬよ。

無視していないからこそ、こういう反論文書を議長なりに出しとるわけですよ。無視しながらという言い方、これは全く事実と反する。無視していないから出しとるわけですよ。

これは、木田議員の説明は全く事実誤認でありますよ。

もう一つ、議会の議決も無視しながらと書いてある。

議会の議決も無視しながらこのような文書を出したというとおっしゃるんですけども、議会の議決は3月18日ですよ、定例会の最終日。

僕が出した文書これ、3月7日付ですよ。

3月18日の議会の議決を無視して、タイムマシンで3月7日に戻って、この文書を出したということになりますよ。

これはありえない。だからこの議会の議決を無視しながらこの文書を提出したのはいかなものかと。これは全くおかしい話ですよ。

時系列も勘違いだし、議会の議決を無視してないからこそ、あるいは、審査会の勧告を無視してないからこそ、こうやって、文書を出した。なんか二重にひどい事実誤認をされておる。

こういう言い方されることの方がですね、むしろ、いかなものかじゃないでしょうかね。

それから二つ目。

さっきの木田議員のほうの説明の二つ目ですけども、こうあるんですね。

この間の田中議員の行動は、前回設置された審査会が勧告した措置から逃れようとする、または拒否することで、一貫していますと。

拒否はしたけど逃れてはいませんよ。

だからこそ、ちゃんとこうやって反論したり、お断りしたりしとるわけですね、堂々と議長と話して、わざわざ文書まで作ってるんですね。

逃れとりゃせんわけですよ。何か卑怯者扱いするのは、それは卑怯なことじゃないですかね。

議長は、さっきも言ったように、事前に話をしたりこの文書をもって話したときに、お答えしますと言いながら、そのままずるずる、何もせずに、議運の議案化して決議に持ってったわけですよ。

逃れようとしてるのは、むしろ議長の方じゃないでしょうかね。

この、ご指摘は全くこれも虚偽の記載であり言いがかりだと思えますね。

それから、木田議員の説明の三つ目ですけども、こうありますね。いずれの文書も田中議員の記述が正しいかどうか不明な点もあります。例えば別紙2に町議会運営等に関する要綱の一部改正は違法でありとありますが、違法となる根拠が示されていません。

これもあの時、わあっとしゃべったんで、ちょっとよくメモ取れなかったんで、議事録になってこうやってみると、そう書いてある。

別紙2の議会運営等に関する要綱の一部改正は違法である、と。

はい。確かに僕そう書いたんですね。

これ読んでみますと、別紙2の第1番目の、議員追い出しは撤回廃止を、というところですよ、事務局長が議員追い出し要求できるというルールを作った。僕はこれ違法だと思うんだけど、これについての説明です。

2月20日の全員協議会で決められた町議会運営等に関する要綱の一部改正、事務局長による議員追い出し条項は違法であり、改正手続きも瑕疵があり無効です。撤回廃止を求めます。これ僕の要求ですよ。

会議後、議長に抗議したように、自治法138条⑦は、事務局長は、略、議長の命を受け、略、事務に従事すると定めており、議事整理権、あるいは事務統理権を持つ議長（自治法103条）を、差し置いて、議員追い出し権限はありえませんと。

行政実例でも、議長の権限に属する事務を事務局長に委任し、または事務局長が議長を代理するような規定を設けることはできない。（昭和26年3月19日）と明確であります。

この文書にちゃんと法的な、こういう条項があるから違法だよってことで説明しとるわけですよ。

それなのに、先ほどの木田議員のこの口頭の説明のところではですね、違法となる根拠が示されていませんよって書いてある。

ここまできちんと文書に書いてあるのに示されていませんというのは、どういうこと、わざと読まなかったということなんですかね。非常に悪意の批判じゃないでしょうかね。言いがかりですよ。

この木田議員の説明は、これは虚偽だと、嘘だと、間違ってるということになりますね。

以上のようにですね、最初の審査請求の文書になかったね、口頭での説明が、第1回の時出てきたのを文書化されたのを見て、よくよく見てみると、今のように三つの事実誤認が出てると、僕はこれ、虚偽だと思うわけですね。

しかもこの時はですね、この三つの間違いを受けてですね、こうも言っとったんですよ。

これらは、つまりさっきの、勧告を無視しながら文書を出したとかですね、逃れようとしたとか、とかですね、法的根拠を示してないとかですね、そういうことをあげつらってこれに基づいて、これらはですね、町民からの厳粛な信託を受けた町民全体の代表者であることを自覚し、みずからの行動を厳しく律し政治倫理及び人格の向上に努めなければならない、から外れているというふうに説明いただいとるわけですね。

つまり、事実誤認と間違いをもとに、これらが、政治倫理に外れとる指摘をされとるわけですよ。

僕はちょっと逆じゃないかと、あべこべじゃないかと思うわけでありまして。

指摘するんなら、きちんとですね、よく読んでですね、事実確認していただきたいと思うわけでありまして。

以上のようにですね、最初出された審査請求で、論点がわからないところは、答えようがない。で、いくつかその後の口頭で触れた3点については全く事実誤認であるということを説明させていただきました。

で、具体的なこの文章のここがね、下品だとか、品位を損なうだとか、それがあればそれをきちんとまた文書で出していただいて、それまた私もこうやって文書で反論したいと思います。

以上であります。

○児玉 委員長

それでは、日程第1、審査対象議員の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○児玉 委員長

ここで休憩します。

再開は10時30分。休憩。

<午前10時22分 審査会 休憩>

<午前10時30分 審査会 再開>

○児玉 委員長

休憩中の審査会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○児玉 委員長

休憩中の審査会を再開いたします。

続きまして日程第2、審査対象議員の説明に対する、事情聴取に参ります。

これは政治倫理条例第6条第4項の規定に基づく審査対象議員に対する審査会の事情の聴取です。

委員の皆様と対象議員の田中議員に申し上げますが、審査会運営上、論点をまとめて、簡潔に質問し、そして回答していただきますことをお願いします。

田中議員に申し上げますが、先ほど申し上げました同条例の第2条第2項には、議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑念を持たれたときは、真摯かつ誠実に対応しなければならないと規定されていますので、これを踏まえて質問にお答えください。

それでは、政治倫理審査会資料1に添付してあります別紙1、モノいう議員をパワハラ扱い、田中はめげずに頑張ります、について質問を受けます。

なお、別紙1から別紙3については、内容と行為についてが審査対象となりますので、対象議員に対して質問がある委員は挙手をして発言してください。

はい、益田委員。

○益田 副委員長

益田です。

別紙1、モノ言う議員をパワハラ扱いっていう文言があります。

このパワハラ扱いとはどういうことを説明されているのか。

お聞きいたします。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

パワハラというのは、パワーハラスメントの略です。

扱いというのは、これ2月15日、2月14日が政倫審の最終日だったんですかいね。

前回の政倫審は、益田さんは請求人ではなかったのかどうか。請求人だったらご存知じゃないんですかね。審査請求されたわけでしょう、前回。

田中がこれだけパワハラしてるという疑いがあるという文章を、審査請求されたわけでしょう。

益田議員自身も、請求人になってるわけですよ。

だから、意味がわからんいう意味がちょっと僕わからないんですけども。

そういうパワハラ疑いがあるというって、35項目ほど上げた審査請求書を出してそれで審査が行われたわけですよ。

だからそのパワーハラスメントをやった疑いのある議員であるというふうに、僕を扱って、申請されたんですよね。いや、僕の方が聞きたいと思いますけど。

意味としては、そういうことをやった議員であるという扱いをして、審査請求して審査が行われたということじゃないですかね。

○児玉 委員長

はい、益田委員

○益田 副委員長

益田です。

ですから何をもってパワハラ扱いをされたのか、っていうのをちょっと確認したい。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

何をもってかはこの35項目ほど、益田議員らがですね、請求されたんです。これをもってパワハラ扱いだというふうに、あなたたちが請求されたんです。

○児玉 委員長

はい、益田委員。

○益田 副委員長

政治倫理審査会では、パワハラは認定をしておりません。そういうことを確認しております。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

政倫審の結論は、皆さんご存知だと思いますけども、政治倫理条例の3条1項、町民全体の代表者としての品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むとともに、その職務に関して町民の疑義を招く恐れのあるような行為をしないこと、同条4号、職員の公正な職務執行を妨げ、その権限または地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。これがそもそもの審査請求の内容で、結論としては、この両方について、審査請求の対象となった内容は、政治倫理条例第3条第1号及び第4条第4号に違反する事実があると認めると。

これが政倫審の結論でありますので、このパワハラ扱いというね、一部報道では、パワハラ認定という見出しもありましたけれども、政倫審としては、直接パワハラかどうかと、私はそういうものに含まれるものもあるとは思いますが、政倫審としては、パワハラ扱いとか、そうでないとかということではなく、この政治倫理条例に違反をしていると。これが結論だったというふうに思います。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

はい。

今、二見さんも益田さんもおっしゃったけども、政治倫理条例に違反しているのは何が違反してるかという指摘が、35項目挙げられたわけでしょ。

それについて審査して、その条例に違反してるって言われたわけでしょ。

条例違反の中身は、こういうパワハラだとか、不当要求だとか、とんでもない変な言いがかりも含まれとるんじゃないけども、それをもって、今の倫理条例違反だということを審査して結論としてその条例違反があったというわけでしょ。

だから、審査請求のあったことについて、審査会は、その事実があったという、違反があったという結論を出されたわけでしょ。

パワハラでない、あるいは不当要求でないことがあったという結論じゃなくて、パワハラや不当要求があったという結論を出されたんじゃないですか。

ただし、具体的な、事実認定を全くしないまま、その時、力山委員長は、総合的にあったと判断したというような説明をされたそうですけども。

ちょっと今の論理おかしくないですかね。

二見議員は当時、特に請求代表人だったからよくご存知だと思うけども、厚労省のパワハラ要件の資料とかつけて、あるいはご自身のブログやらなんやらでも、パワハラ、田中のパワハラ許さないと言って出して。だから、それに基づいて、審査請求で条例違反だという審査請求し、審査会はそれに基づいて条例違反があったと結論づけたわけですよ。一つ一つの事実認定は、今おっしゃったように、益田さん、二見さんおっしゃったように、パワハラ不当要求ですか、事実認定はしてないよと。

してないというのは、じゃあ、やってないということなんですか。

事実認定がゼロだったのに、条例違反だという結論を出したということなんですか。僕の解釈では、一つ一つの事実認定をおろそかにして、しないのに、漠然と全体で条例違反、つまりその条例違反の元になるのは、パワハラや不当要求だと、それがあったという結論でした。

この非常に曖昧な審査会の結論が、僕は問題だと思うんですけどね。

その指摘なんです。

だから今、二見さん益田さんともパワハラ認定してないよというのは、なかったいうことなんですか。

逆にお聞きしたいなと思いますよ。

○児玉 委員長

はい、益田委員。

○益田 副委員長

はい、益田です。

審査会の申し出、パワハラっていうことをつきましては、疑いがあるっていう扱いで私たちは審査をさせていただきました。

審査会の会議録の中には、頭脳構造を疑うと発言したことを、田中議員は認めておられますね。そういった過大要求に対する、というふうに私たちは思っております。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

田中議員、今言われましたけれども、文書の中でも書かれているわけですけど、パワハラに該当する強要・暴言はない、と断言をされていますけれども、どなたのご判断ですか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

ここの①ね。田中はって主語は田中です。

①②③を僕は、こういう理由をもって、僕はパワハラに該当するような強要・暴言がないと主張したし、審査会でもきちっと説明しましたよ。

①は、僕は審査会できちんと主張したその通りですね。こういうものはないと。

それに対して、審査会は、だから、はっきりした事実認定されなかったということじゃないですか。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

ですから明確にお答えになったと思いますけれども、パワハラに該当する強要・暴言はないということは、田中さん自身のお考えであって、審査会の少なくとも、審査会がそういうふうに、判断したわけではないということで、田中さん今言われたように根拠が曖昧だとかそういうことは言われておりますけれども、あくまでこの該当する強要・暴言がないというのは田中さん自身のご判断だということでよろしいですね。

○児玉 委員長

よろしいですか。

○田中 議員

そうですよ。

その通りですよ。

○児玉 委員長

田中議員。

○田中 議員

僕聞きたいんだけど、何が僕の品位と名誉を傷つける表現なのか、指摘してくださいって言っているんです。

この文章を一つ一つ事実確認するのはそれはそれでもいいですよ。国語の構文解釈するのはいいですけども、どこがね、品位と名誉を汚してるのか言ってくれないと、いちいち文章の解釈それ、原書講読じゃないけど、やってもいいけども。それやるんですか。

○児玉 委員長

やります。

○田中 議員

あ、そう。

○児玉 委員長

はい、益田委員。

○益田 副委員長

はい。

続いて、2番になりますけども、政倫審報告でも具体的な事実認定がないというふうに言われています。

その具体的な事実認定とは何か、また、その報告にそれぞれ必要な根拠をお答えください。

○田中 議員

僕が答えるんですか。

○児玉 委員長

はい。

田中議員。

○田中 議員

さっき益田さんご自身おっしゃったじゃないですか。政倫審報告では具体的にパワハラの実事認定してませんって。

政倫審の委員長にお聞きになったらどうなんですか。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

はい。

要するに、田中議員としてはね。具体的な事実認定が必要だというふうにお考えになって、このようにお書きになってるんだと思うんです。

だから、そのことについての、こういう事実認定があるんじゃないのかと。ここ、具体的にこれについてはこう、ということの。

それがないから、田中さんを問題にされているんだと思うんですけど。

審査会がこういう事実認定をすべきだという中身と、それがどうしてこの倫理審査会で必要なのか、ということについてお答えください。

○児玉 委員長

田中議員。

○田中 議員

審査会ってのは、その事実認定するために審査するものですから。どうして必要かと言われてもあなた。それは、そのための審査会なんだから必要ですよ。

○児玉 委員長

はい、西委員。

○西 委員

あのですね、選ばれた議員がですね、ここに書かれているようにね、頭脳構造を疑うという発言とかを、普通常識的には口で出んと思うんですが、あなたは平然と言われてますよね、そういったものを。

あなたが一番偉くて、人は馬鹿だというような受け取り方に見えますが、ちょっと常識から外れとるんじゃないですかね、あなたの考え方というものが。

それと、まず議長に言えば何でも物事が進むと。議長は何も権限は持っておりませんので、議会開くことと、あと皆さんの意見が出たのを調整する役目を持っておられて。あなたは常に議長を対象に、議長に言ったからとか、どうのこうのって、再三、言われてますけど、議長の権限は何もありませんので、議長に言ったら済むという問題は一つも存在しませんので。

これは審査委員会として決定した事項を議長が、朗読されただけであって、そこらが議会を全く知らないという根拠として挙げられるんじゃないかと思うんですが。

何でもかんでも議長に言ったら済むという問題では全然ないと思いますけど。

○児玉 委員長

西委員、簡潔にお願いします。

○西 委員

はい。

議長へ物を言ったから終わったと言う問題ではないと思います。

以上です。

○児玉 委員長

田中議員。

○田中 議員

質問なんですかね。

○児玉 委員長

答えを先に言ってください。

○田中 議員

趣旨がわからない。

○西 委員

2点言ったんですけど、頭脳構造を疑ういうんと、議長に、何か話したら済むいうんと。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

僕、ここ書いてあるところですよ。

こういうふうに言いましたよ。

多分これなんか、なんだったっけね。なんか、割とね、僕もネチネチやりとりしてただけども。そんなことにこだわるんなら、あなたの頭脳構造を疑いますよと。

言ってます。言いました。

それは問題視された。そういうことをここに書いてあるんです。事実関係として書いてある。

私はただ、それ自体がパワーハラスメントのね、定義に当たるほどのものではないと言ってるわけです。

これ以外にも相当いろんなやりとりがありますからね。

それで、議長に物を言ったら済むとかいうのは、ちょっと僕よくわかりません。

議長の権限がどの程度のものかいうのはこれまた一つ一つ言ってないです。

議長の権限は西さんがおっしゃるように、司会役だけしかないなんてことはないですよ。議会における議長の権限はすごくありますよ。さっき言った議事整理権とか事務統理権だとか議会代表権だとかね。

それを、議会の常識を知らないとかおっしゃるけども、その議長の権限をめぐる論争するんならね、これどこに僕そんなこと書いてるんかわからんのけども、また改めてやりましょう。議長の権限論争は。

ここ書いてないですよ。

○二見 委員

議事進行。話の本筋から離れているので、戻してください。

○児玉 委員長

はい。

他に。

はい、二見委員。

○二見 委員

具体的な事実認定というのは、どういう要件が要るのかということについては、何も語られなかったのと、あと必要な根拠ということについても、お答えにならなかったんですけども、先ほどから言っていますように、政倫審報告は政治倫理条例第3条第1号と、同条第4号に違反する事実があると認めると、こういうことになっています。

それと、その詳細の過程はもうすでに議事録に、この1月23日の議事録136ページにわたって、田中議員の方からも説明がありましたし、我々の方からも、この発言についてはどうなのか、こういう行為についてはどうなのか、ということを詳細にお尋ねして、それが議事録としてあるわけですので。

事実について、我々がどう考えどう判断したのかというのは、この議事録を読めば、当然わかることだというふうに思います。

ですから、私がお尋ねしたいのは、具体的な事実認定。我々はこの政治倫理条例に基づいて、この審査会を開いているわけですけども、この政治倫理条例上、こういうところで欠落をしている、条件から無いんだという根拠ですね。こういうふうに、

具体的な事実認定がないと繰り返し主張される、そのことの根拠をですね、お伺いしたいと思います。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

これは先ほども申しておりますけども、二見議員。ページ数が多いのはですね、判断する、つまりジャッジしている議論ではないですよ。

私があの日6時間から7時間から丸1日かけていろいろしゃべったり聞いたりした私の主張、それからその次は事務局員の説明と。それが長くなってる。

つまり、それぞれの言い分がそれぞれ膨大な議事録になっとなるわけですよ。

問題なのはそれを両者を受けとめて、だから、ここはこうなんだ、あるいは証拠調べをしようと、あるいは第三者がいるんなら、証人が来てこの点は聞いてみよう、何月何日のこれはこうだった、何月何日の分はこうだった。

35項目いずれも対立しておるわけですから。それが、いやこれストライクじゃ、いやわしはボールじゃ、って言いよるんですから、じゃあこれは、こっからこんだけのみ出しとるよ、これは右じゃったよ、これは、上に外れとるよ、ストライクよ、と1個ずつやっていかんと。それがジャッジというものじゃないんですか。

だから、私が、二見委員のいう欠落しとるといふか事実認定がないといふのは、両者の言い分は聞いたけども、だから、ここはこう判断する、裁判所で言うところのその裁判所の判断ですよ。

甲がこう言う、乙がこう言う。それを受けとめて。

○児玉 委員長

簡潔にお願いします。

○田中 議員

そういうことです。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

はい。

ですから、結論は、先ほどから繰り返しているように、政治倫理条例第3条1号と4号に違反してる事実があると。

これがジャッジメントです。結論です。

それについて、その35項目について、一つ一つ検討しなければならないというのは、それは田中さんの主張であって、我々は、そういう一つ一つ、これがああだこうだということ判断しなくても、この田中さんの一連の行為が、一つ一つがいいか悪いかじゃなくて、一連の行為が、この二つの3条1号と4号に違反しているというふうに判断をしたということでもあります。

以上です。

○児玉 委員長

他にありませんか。

はい、田中議員。

○田中 議員

だからそれは論争の基本の基がなっていないということですよ。

それで言うなら、うそでも全部並べたら一連の声ということになりますよ。

だから、どれが、一つ一つが、何月何日というのは、こっちが正しかった、これ間違ってる、それなしに一連の行為というのはありえないですよ。そこが欠落してる。

まさに二見さん今言うように、1個ずつはいいけど全体でまとめてこうなんよの、という大ざっぱなやり方を僕は、事実認定をしていないと批判しとるわけですから。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 議員

繰り返しですけどね、この136ページの議事録で我々は審査をして、一つ一つについてどうなのかということについては、委員それぞれが判断をして、この結論を出したということをおきたいと思えます。

○児玉 委員長

他にございませんか。

はい。

○力山 委員

別紙1の大きな段落の三つ目ですかね。

秘密会で、総合的にパワハラと結論づけた荒い報告でしたと書かれておりますけれども、審査報告のどこにですね、総合的にパワハラと結論づけているのかについて教えてください。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

報告書の中にそういう表現は確かにない。書いてないです。

これは、新聞記者、記者会見の時に、力山さんがそういう発言をされたというのを聞いたので、ここに書いてある。

最終日の秘密会の後、聞かれたんでしょう。何か具体的な、さっき言った事実認定ってどうなってんのかなこと聞かれて、1個ずつはやっとらんけども、総合的な判断じゃったと、そういう言い方されたんでしょ。

○児玉 委員長

はい、力山委員。

○力山 委員

審査報告の中に、パワハラということで認定するという事は書いてないわけですね。

議員として、ふさわしい行為であるかどうか、審査請求の項目になっているわけですよ。

35項目は、それらの中に、確かに、田中議員言われましたね。私にも言われました。3項目がそろわないと、パワハラとして認定されない、というようなことを言われています。上手に1項目2項目で済まされるんかもわかりません。

ただ、35項目のうちの一つは、先ほど言われましたあなたの頭脳構造を疑うと言った事実、発言があります。

これは非常に、相手を、尊厳を傷つけると。これはふさわしくない行為である。

そしてまた、長く事務局におられて、同じことを繰り返し繰り返し、延々と、熱心な議論をされていると。ほぼ一方的な熱心な議論をされている、というような行為も聞いております。

そういった行為がふさわしいのかどうか。議員としてふさわしいかどうか。

そういったことも含めて、総合的に違反と。先ほど二見委員が言われましたものに抵触しているという判断をした。

記者会見では確かに言いましたけども、申請したのは、そういったパワハラについての認定をすることじゃないんですね。

ただそういうふうな、具体的にそういった行為が繰り返し続けられてるということを確認しているわけです。

パワハラは確かに言われました3点が揃うかどうか、裁判にかかったら非常に長くかかるよ、費用もたくさんかかるよ、というふうに田中さんから言われました。

そういったことを言われたのは分かっています。確かにその通り長くかかるんでしょう。ただ、そういうことの判断をするためじゃない。

確かに3点、それを証明しようと思ったら、非常に難しい。

ただそういう1点でも2点でも相手に精神的に、また時間的、いろいろ繰り返しやられることは、非常に相手にプレッシャーを掛けることであって、そういったことは、ふさわしくない。

そういうことで判断しており、以上です。

○児玉 委員長

田中議員。

○田中 議員

今の力山さんの発言に対して。

○児玉 委員長

はい。

○田中 議員

何かいくつかいろんなことを言われたけども、ちょっとまたメモとれなかった。

じゃけ、記者会見では言うたけども、審査会の結論には入れてないと、この総合的な判断いうのはね。

だから、なんでここへ書いとんやいうて言われたら、僕はその記者会見の発言をここへ、書いたわけです。

じゃけん、これはどういう意味かって聞かれたけど、今力山さん自身お答えになったんでわかりました。

ほいで、さっきの裁判になったら時間がかかるけど大変よって、私が言うたように言いますが、僕は多分そういう言い方してないと思うんです。

これがもし裁判だったらね、事実認定に相当時間がかかりますよと。

普通の裁判ならおそらく、論点を一つ一つ何月何日の事実認定、何月何日の事実認定、お互いに証拠を出し合ってね。で、判事がジャッジするということになる。

これ大変時間かかるよと。

これ裁判せいとか裁判したらという意味じゃなくて、もしこれが裁判だったらそういう意味ですよ、いう発言したと。

だから、そういうことは、ちょっと僕のこの、何が品位と名誉なんかよくわからんのですけども、そういう論争をね、大いにやりながら、結論が出て、それをここに書いとるわけで。これは今、力山さんおっしゃったように、まさに事実をコンパクトにね、説明して書いておるわけで、決してこれ僕の品位と名誉を損なうもんじゃない。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

はい。

秘密会で総合的にパワハラと結論づけて粗い報告でしたと、明確にお答えになっていますけれども、今のやりとりで明らかになったように、田中議員は、この政倫審の結論が総合的にパワハラだという表現がないということをご存知の上で、それに類することを力山委員長が言われたので、秘密会の決定がそういう報告を出したというふうに、新聞記者もされていましてから、かぎ括弧がついているということは、強調するのか、基本的には相手が言っていることを引用するとき、括弧つけるわけですけど、この報告書に総合的にパワハラという文言はないにもかかわらず、秘密会でつけて、結論付けた粗い報告だというふうに書かれたという、そういう理解でよろしいですか。

○田中 議員

その通りです。

○児玉 委員長

はい。

○二見 委員

次、続いて聞きますけれども、粗い報告ということですけども、これ先ほどの質問と重なるんですけども、その粗い報告という、だから、田中議員からすると、粗くない報告というのは、どういう要件が必要だというふうにお考えですか。

○児玉 委員長

田中議員。

○二見 委員

いや、それは先ほど何回も言ってるように、きちんと事実認定が一番大事だと思いますよ。1個か2個かあったじゃ、その1個か2個はどれやと。

だからこれこうなんだと、それすらないんですよ。

だから粗い報告と、僕は結論づけて、丁寧な報告というのはやはり35項目審査請求が出たんなら、その審査をきちっと受けとめて、この一つはどうかの、このときの証言者はどうかの、こういう反論が出てるよ、んじゃ、事実はここは不明だけどここはどうかん。それがないと粗い報告です。

だから僕の考える、粗くない報告というのは、そういうことをきちっとやる丁寧な審査が、大事だと思います。

○児玉 委員長

二見委員。

○二見 委員

はい。

ということは、今ひとつよくわかりませんが、一つ一つの35項目について、これは丸、これはバツというような判断がされたものが、粗くない報告だというふうに田中議員は。そういう理解でよろしいですね。

○児玉 委員長

田中議員。

○田中 議員

はい。

その通り。

○児玉 委員長

はい。

ほかにございませんか。

はい、西山委員。

○西山 委員

はい。西山です。

田中議員が言われた、モノいう議員をパワハラ扱いという部分の3番に書いてある、審査委員9人中8人が審査請求議員に偏り、有識者意見求めない不十分な審査、と書いてあるんですが、不十分な審査についてはどういう意味かを教えてください。

○児玉 委員長

田中議員。

○田中 議員

十分でないというのが、不十分なという意味です。しっかりしたね、第三者性が担保された、十分に公正公明でない、というのが不十分という意味です。

○児玉 委員長

はい、西山委員。

○西山 委員

はい。

審査委員の構成は政治倫理条例第5条の第2項、これを適用しないのだとしたらどのような構成員を決定すればいいのかお聞きします。

○児玉 委員長

田中議員。

○田中 議員

いや僕は、審査委員のね、構成をどうこうなんて一言も言ってませんよ。

どのようにすればいいのかって、それは条例変えていろんなことをすればいいかもしれませんが、僕が言ってるのは、今の体制だとかいうふうに偏っちゃうよと。

だからせめてね、第三者委員を入れてやるべきじゃないのと。

今は9人中8人が審査請求議員になってると。これ誰も知らない、知ってる人は少ないけど、審査委員はこんな構成だったんですよという、だから、せめて有識者委員を入れるべきなのに入れてないんですよと。

だから不十分な公明公正ではないと、そういう意味でこの③を書いたんですよ。

読めばわかると思うんですけど、僕は何も、どんな審査委員を入れろなんて一切要求もしてないし書いてもないですよ。

○児玉 委員長

はい、西山委員。

○西山 委員

識見を有する者の意見は、政治倫理条例第6条第4項の規定では、審査会が必要と認めるときに求めることができるもので、審査会に判断する権限があると思うんですがこの解釈でよいと思われませんか。

○田中 議員

その通りです。

○児玉 委員長

はい。

他に。

はい、狩野委員。

○狩野 委員

今のところで、ちょっと田中議員に確認だけしときたいんですけど、ここで審査委員9人中8人が、審査請求議員に偏りってあるんですけども、例えば、18人の、我々議員定数18人、そのうちに、それじゃ対象議員除いた、全員が例えば審査請求議員に、なるってこともあり得ますよね。

対象議員以外が全員が審査請求にサインしますと、そういうことも起こり得るから、この審査請求議員にこの偏りがある、ていうその考えっていうのは、ちょっとそこで整合性が取れない部分も出てくるんですけど、その言われる偏りっていうのが、

全員がサインした場合ですね、その辺どう思われるか、その意見をちょっと参考で教えてください。

○児玉 委員長

田中議員。

○田中 議員

はい。

審査員のあり方論争で、それはいいと思います。

この表現自体は、審査委員会はどうあるべきかという論議なわけですね。

それはいろいろ考えるべきだと思いますよ。

僕何度も言うけども、そういうことも、審査対象の1人以外が、全員がね、審査請求することが、理論上あり得ると思いますよ。

それはもう全くもって結論がはなから分かっているような結論になるだろうし、そういう場合は、せめて今の条例の中ならね、せめて識見を有するものを多少ようけ入れてね、やったほうがいいんじゃないかというのは、今の条例の範囲内でやるとしたら僕はそのやっぱり識見を有する者というのが鍵を握っていると思うんですね。

だから偏ることが大いにあるんですよ。

だからこそそういうときには識見を有するものを入れるべきじゃないかというのが、今日も書いとるんだけど。

他のやり方としては多分、ここにおられる別の議員さんも言いよったけど本来ね、やっぱり審査会は第三者だけでね、構成すべきじゃないかという、論議もあると思います。実際そうやってる議会もあるように、ネットでは見る。ねえ木田さん。

○児玉 委員長

はい。二見委員

○二見 委員

当倫理審査会は、議運の委員がそのままなるということですから、何かその倫理審査会を設置するにあたって、その選ぶとかいうことではないわけですよ。

ですから、その請求議員が、議運の委員だったという事実だけの話で、偏るも偏らないもない。

それならどういうふうを選べばいいのか。そのためには、政治倫理審査会の条例は決まっておりますので、変えないと。

偏りがあるっていうのは問題があって、それは改善すべきだというふうにとれるんですけど、現状の倫理審査会の条例によりますとそれは不可能なんですね。

で、今有識者も含めるべきだという言われ方もしたんですけども、構成に、これも同じ理由ですね、そこに入れるというようなことは、現状の条例では、できないわけで、田中議員はできないことを求めているように思われるんですけども。

田中議員自身は、そういうことを求めているわけじゃないというようなことも言われたんですけども、ならばなぜ偏っているとかな不十分な審査というようなことを、ことさらに言われるのか、理解に苦しむんですが、いかがでしょうか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

有識者を入れろなんて僕一言も言っていないし書いても、入れる言うたのは有識者意見、じゃ、ちょっと訂正します。

メンバーで入れるっていう意味じゃなくて、条例にあるここに書いてあるようにね。有識者意見を求めるという、そういう意味で。

まあ入れるって言ったかもしれん、メンバーに。じゃあ訂正します。

ここにも書いてあるように、メンバーに入れるなんてことは条例上できないんですよ。できないからこそせめてね、有識者意見を求めると、そういう意味では有識者の意見を入れろと。

人間は入れないけど意見を入れるという意味でね、それが大事なんだと思うんです。

今の条例を僕は変えろと言ってるわけじゃない。

今の条例ではこういう偏りが起こりうる。んで、実際起こりえたから、せめて有識者意見をね、求めるべきだというのが僕の考えです。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

はい。

では田中議員の要望としては、そういう意見だということはわかりますけれども、この政倫審がですね、先ほどからもありましたけれども、求めることができる規定で、この有識者に話を聞く会はもう必ず設けないといけないとかっていう、そういう規定ではないわけですけど。

その有識者の意見を求めなければ、不十分な審査になるという、その根拠は一体どこにあるんでしょうか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

それを求めた方がより公平性が高まるわけですし、僕も実際この前回の審査会が始まる前にね、入れた方がいいよという要求を出したんですよ。

実際には、必要と認められなかったんだろうけどもね。

だから結果として、有識者が入れられることはできるんだけども入れなかった。

僕はそれ、結果としては、満足できる十分な第三者性がね、確保されなかったと僕は見ますよ。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

はい。

ですから、そもそも政倫審は第三者による委員会ではなくて、議会が自浄能力を発揮するための当事者の委員会だということ。ここが田中議員はご理解されていないのではないかなというふうに思うんですけども、そのことは置くとして、ですからこの有識者の意見を求めるということは、条例にできる規定であって、それがないと、政倫審の要件を満たさないという、そういう条例上の規定に、そういう根拠はないということはお認めになりますか。

○田中 議員

その通りですよ。

○児玉 委員長

はい、山口委員。

○山口 委員

同じところなんですけど、田中議員はネチネチとした議論を強要したりとか、長時間にわたって事務局員に対して強い口調でやったりとかっていうのを、どっちかっていると、我々審査委員の前でやってるんで、仕方ないんじゃないですかね。審査委員が審査請求者になるのは。

我々の前でやって、みんな見てるわけですから。だから、田中議員がね、あれしてこれこれしてくれって言ってますけど、そもそも事務局員が田中議員やめてくださって言った時に田中さんがやめときゃ、こんなことなんてないわけですから。

何を言おうと我々は、田中議員が、事務局に向かって強い口調で、詰め寄ったり、精神的に追い込まれるような、暴言を吐いたりっていうのをやっぱり何度も見ているわけですから。

それはね、もちろん、実際に見た人間が審査委員だったら、それは審査委員が審査請求者になりますよ。

それを偏っているとかわかれたら、もうすごく心外で、逆に、審査委員はそういった危ない場面を見ても、請求委員になったら悪いことをしたみたいに、言ってますよ、田中さん。

だから、今回、審査請求者が、審査委員に偏った原因は、田中さんが審査委員である議員の前で、執拗に行為を繰り返しただからです。

以上です。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

いや、だったらこそですね。第三者の意見を聞くべきじゃないですか。

見とるけ、言わずもがなで、はあええんよのうという、そういう乱暴な結論付けはいけませんよ。

一つ一つ丁寧に審査請求するんであれば、何月何日どうだったか、私も反論しますよ。じゃあこのときどうだったのかと。

それ一連の流れ一連の流れって言うんなら、私も事務局から出てけだの、あんたとは話せんだの、いろんなこと言われていますよ。いろんなことがある。

だからこそ一つ一つね、きちっと事実認定をしてやらなきゃ。

それから議会、メンバーが偏ったことが悪いみたいに言うって、いや悪いとかええとかじゃなくて、偏ったのは事実なんだから、これは仕方ないことなんです。

そもそもじゃ議運のメンバーどうやって選んだんか。

僕と寺尾さんが何で議運のメンバーから外されたんか、そういう経緯もあると思いますよ。

そういう、議運のメンバーをどう構成するんか。

もうちょっといろんな新人に配慮するとか、あるいは、議会内の意見の配分を見て配慮するとか、事実上、2人会派は公明党だけなのに、あと全員1人会派でしょ。

それなのにじゃ議運はどうして選んで、そっちまでさかのぼることにもなりかねない。

だけど、事実として結果として今こういう議運のメンバーになって、こうなってるんだから、せめて、第三者の意見聞いたらどうかという、ずっとそういつて言ってるんですよね。このメンバーが悪いだとかを言ってるわけじゃないですよ。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

と、おっしゃるんですけども、この配りになられた文章を読むと、審査委員9人中8人が審査請求議員なのは事実だけど、に偏り、っていうふうに言ったときには、そこにバイアスがかかって、そうでない選択肢があたかもあるのにもかかわらず、あえてそういうふうにした、というふうに読む者は思う。

こういうと、そんな意地悪な読み方しないでくれって、田中議員に言われそうですけど、普通はそう読むと思うんですよね。

あたかも人為的に田中議員に対して、この異議のある人達だけを寄せ集めたかのような印象を読む人に与えるというふうに私は考えます。

はい。

以上です。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

それは印象は皆さんそれぞれお持ちですけどもね。

僕の品位と名誉を汚すような表現なのかどうかきちっと、説明してくださいよ。

私はこういう印象受けた、この文章を読んだというんなら、二見さんも相当な文章いろいろやってるけど、私はすごい印象を受けてますよ。二見さんの演説なりなんなり。

だからどうだというんじゃなくて、この表現の品位と名誉はどうなのかというのをきちんと説明してください。

○二見 委員

委員長、議事進行。聞かれたことを答えるように求めてください。

○児玉 委員長

はい。

今、二見委員の趣旨、ちょっともう1回ちょっと説明していただけますか、質問の意図。

○二見 委員

いえ、聞いていないことを答えられたので。

○児玉 委員長

いいですか。わかりました。

他にございませんか。

はい、西委員。

○西 委員

田中議員、第三者、弁護士さんか誰かを指していると思うんですが、裁判用語で背信的悪意者という言葉をご存じですか。

○田中 議員

いや知りません。何ですか。

○西 委員

この言葉を知らないんですか。

それはね、私も何回も裁判やっていますけれども、弁護士さん入れたけえいって弁護士さんに負けたこともありませんが。

○児玉 委員長

西さん、すいません、これ司法じゃないんで、政治倫理審査会なんで、なんで司法の話はちょっとやめませんか。

○西 委員

わかった。

ほいじゃあ一個ずつね、話進めたらどうなんでしょうか。

○児玉 委員長

はい。

田中議員に申し上げます。

今までの回答の中で、ご自分に対する品位とか、名誉とか、そんなことを発言されていますけど、ここで求められてるのは、議会の品位と名誉ですから、どういうふうにするかということなんで、それについてお答えをお願いします。

この後、質問が出たらそういう報告で話してくださいということです。

○田中 議員

はい。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

政治倫理条例の第3条の1の問題ですよ。

議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない、町民全体の代表者としてその品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むと。

つまり、町民全体の代表者として、つまり議員としてですね、議員としての品位と名誉を損なう行為をするなど。慎めということですね。

だから、田中が議員としての品位と名誉を損なうようなそういう表現をしとんじやないかと、そういつて咎めとるわけでしょ。

この文章に書いてあることが、僕が議員として、こんなことを書くことが、田中の議員としての品位と名誉を損なってるんじゃないかということで、審査請求しとるわけでしょ。

だから、具体的にじゃあどこが、その議員としての品位と名誉を損なってるのかを、やってくれというのに、文章の解説だとか何とかになると、それやりますけどもね。

もうちょっと具体的にこういう表現が、議員としての品位と名誉を損なってるんじゃないのって言ってくれりゃ、もちろん顔写真も含めてですけどね。

○児玉 委員長

いや、それは含めていません。

○田中 議員

はい。

○児玉 委員長

他にございませんか。

はい、西山委員。

○西山 委員

はい。

田中議員の文書の中で怒って大声を出す、頭脳構造を疑うと発言などが問題視されていましたが、やりとりの一部を切り取り、粘り強い議論を強要するなど言いがかりが少なくありません、と書いてありますがこの言いがかりという表現がありますが、どの部分か審査結果報告の中で示していただきたい。お願いします。

○田中 議員

いや、審査結果には具体的に書いてないんですよ。

審査請求の中で35項目ほど僕にしてみれば言いがかりがほとんどだったんだけど、それを審査して結論としてさっき言ったように、何、1個1個は結論出してないけど全体としてあったんじゃないかという結論を出したわけでしょう。

○児玉 委員長

はい、西山委員。

○西山 委員

はい。

審査会が2ヶ月近い時間をかけて作成した審査結果報告を言いがかりと表現しておられるようですが、何が言いがかりなのかを明確にお答えいただきたいんです。

お願いいたします。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

再度言いますが、35項目、僕にとってみれば、かなりの言いがかりがあったわけですよ。

○児玉 委員長

はい、西山委員。

○西山 委員

でしたらこの今言われた文書の中に、あなたの頭脳構造を疑うと発言した録音がありますが、それを含めて言いがかりとして発言していないと主張されているのか、それとも言いがかりが少なくない、の表現で、その中に言いがかりがないものがあったと認めているのか、明確にお答えください。

○田中 議員

ちょっとそれやるんなら、前の資料を出さんとはいけませんけども。これは、一つ一つやるわけね。

今、前の審査請求の資料では、これだったっけ。

○児玉 委員長

審査結果ですよ。

○西山 委員

審査結果ですね。

○田中 議員

審査結果には一つも具体的に出してないですよ。

○児玉 委員長

出てますよ3ページ以降。

○田中 議員

審査結果。あれは主な意見でしょう。

ちょっと待つてね。

えっと、それを今から論議するわけね、審査結果について。

○児玉 委員長

具体的なことは何もないとわれませんが、具体的なことはその3ページ以降に書いてありますよということです。

○田中 議員

どこ。具体的ないうのはどういうこと。

これ前回2月14日に出した、審査結果についてのことですよ。

これ、今日は資料配られてないけど。

○西山 委員

それについて2月15日に、別紙1で出された内容の文書について明確にお答えいただきたい。

○田中 議員

明確に言われても困る。

じゃけ、2月14日に出た文書に僕が反応して15日この文書出したわけですよ。ええ。そうですよ。

これ、2月14日の文書では、書いてないですよ、そんなこと。

僕がここに書いてあるのは、怒って大声を出す、頭脳構造を疑うと発言などが問題視されました、これはつまり審査請求としてこういうものが35項目挙げつらわれて出てきたと。それを問題視して審査が出されたわけでしょ。

だけでもそれは一つ一つ見ると、まあ多少問題あったかもしれんけどもこういうふうには、やりとりの一部を切り取ったりやね、あるいは粘り強い議論が、見方によって強要だとか不当要求だと、そうみなされた。

そういうものが結構あったんで少なくなかったと。多かったと思いますけどね。

そういうことを書いてるんですよ。

だから、言うんならその審査請求のあった最初の12月25日の資料をですね、見ていただければわかると思いますけども、12月25日、なんかクリスマスプレゼントじゃったのばかり覚えとるんだけども。

この12月25日のエクセルで最初に出た審査請求ね。

議長立候補制を求める申し入れ令和2年9月28日、議長立候補制を求める申し入れ2、初当選議員研修会、令和2年10月。

これ35項目ほどエクセルで、第1回の審査会で出ましたよね。

これについて、怒って大声出すというのはどっかにあったんじゃない。

私がじゃない。

最初に出た請求35項目の中にそういうことがあったので、二つほど列挙したんですよ。

そういうことを問題視して請求があったけれども、私にとってみればこれはこういうふうには言いがかりが少なくない。

結果としては、事実認定は、さっきも何回も出てくるように、一個もなかったという表現なんです。

だから何を説明するんですか。35項目にさかのぼって、それをまたやるということなんです。

○児玉 委員長

やりません。

○田中 議員

具体的には西山さん、どういう意味。

○児玉 委員長

西山委員。

○西山 委員

別紙1の今の、田中議員が書いてある文面について、お話を聞いてるものです。

審査会では、頭脳構造を疑う発言、では前後合わせて9分30秒ほど録音の公開をして、前後の文脈を明らかにしました。

あんたの頭脳構造を疑うという発言については田中議員の説明では、雑談の話とかそんなひどいことを大声で言っているとは思わないとのことでしたが、録音では田中議員が一方的にあんたの頭脳構造を疑うと発言されておられ、決して穏やかな会話ではありませんでした。

そこで委員から、あんたの頭脳構造を疑うと言っていないことを、撤回されるか、言ったか言わないかを答えるように求められ、田中議員が切り取って言えばそういうこと、と認められています。

やりとりの一部を切り取って発言を認めたのは田中議員自身のはずですが、ここには審査会側が聞いたように書いてあるどういうことかを説明いただきたいです。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

何月何日じゃったっけ。

審査請求のこのエクセルの文章は切り取って出してるんじゃないかっけ。

録音は参考までにとって流されましたけども。

それで西山さん、何が聞きたいんだろう。僕にとってみればやりとりは一部を切り取ってですね、問題視された。審査請求が出されたというふうに見てるんですけど。

他にも結構ありますよ、あんたは異常じゃとか。

○西山 委員

あくまで、今は田中議員が言われた文章について質問しているんで、そこを明確によろしくお願いいたします。

○田中 議員

いや、じゃけ明確に、頭脳構造を疑うというのは、そういったことを指摘されましたよ。うん。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

今のところですね、怒って大声を出す、頭脳構造を疑うと発言などが問題視されました。

で、それはやりとりの一部を切り取ったもので、それは粘り強い議論なんだと。

それを強要だと言われていると。

そういう言いがかりが少なくないということで、一連、読みますと、起こって大声を出したこともなければ、頭脳構造を疑うと発言したことも問題視はされたけれども、やってないんだと、こないだの倫理審査会では、少なくとも頭脳構造を疑うについては、切り取って言えばその通りですというふうにおっしゃられたわけですけど、これ、その時の発言と違うんじゃないですか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

いや別にこれやってないとは書いてないですよ。こういうものが問題視されたということ。僕ちゃんと認めてますよ、発言あったと。

だけども、やりとりを一部切り取ったりとかね、そういう粘り強い議論を強要とする、こういう、僕にとってみれば言いがかりと。こういうのがこの35項目の中には、少なくない、多いと思うんだけど。

そういうことが書いてあるんですよ。別に書いてある通り、僕が認めた通りですよ。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

ですから田中議員としては、意図はともかくとしても、怒って大声を出すとか頭脳構造を疑うという発言はしたと。

したけれども、文章表現としてはこういうことになったと。そういう理解でよろしいですね。

○田中 議員

その通りです。

○二見 委員

はい。

以上です。

○児玉 委員長

他にございませんか。

はい、西委員。

○西 委員

最後のところに、田中は町民のための分かりやすい議会を目指し、透明化と議論の活性化に努め、ぬるい体質部分があればただしますと。

私は4期目なんですけど、例えば町民のために、田中さんの意見をを通して何かしようと思えば、皆さん方の同意がないと、田中さんが1人ああだこうだと言っても何もできないですよ、本来。そこはご存知ですか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

何もできんということはないですよ。1人でもできることがある、全体でもできることと両方あるんじゃないですか。

西さんは何もできんのですか。いや、何もできんことはないと思いますよ。

1人でもできることがあるし、2人でもできることがある。あるいは全員でないとできないこともあると。

何もできんなんていう言い方は、余りにも西さんがそう思ってるんならそれは無力感が強すぎますよ。ちょっと議員としてどうですかね。

○児玉 委員長

はい、西委員。

○西 委員

私が言ったのはね、町民のためにかなり大きなことをしようという、田中さんが言うように、例えば説明会とか1人でできるもんもあるし、それは私も認めますけど。

例えば議会に提出して、何かを進めようとしたときは署名議員もいるし賛同議員もいるんじゃないかということをお前は言ったんですが、その点についてはどう思われますか。

○田中 議員

その通りだと思います。

○児玉 委員長

西委員。

○西 委員

ということは、皆さんの協力がないと、ある程度大きなことは、なかなかできないということをお前は言いたいんですが。

田中さんの言われる、今ね、1人でできることもあるとかね。やっぱり、町民のために大きなこと成し遂げようと思うと、なかなか賛同者もいるし、協力議員も必要だということをお忘れないようにね。

先ほど議案のメンバーを言われてましたけど、議運はもともとは、委員長ですね、各委員長がその中に入ってるわけなんですね。建設とか厚生とか。

○児玉 委員長

西委員。簡潔にお願いします。

○西 委員

はい。

ということで、議運のメンバーの意義を先ほど言われたのも、他の議員を代表しとると考えられた方がいいんじゃないかと思います。

以上です。

○児玉 委員長

はい。

他にございませんか。

はい、木田委員。

○木田 委員

具体個々にということなんで、いろんな議員さんがいろいろ質問されてきております。

この文章をですね。モノ言う議員をパワハラ扱い、ちょっとここもそういうふうにかけて合わせて、得意の論点のすりかえというか、そういう部分。これ読んで非常にわかりにくいです。

先ほどの件もそうです。怒って大声を出す、頭脳構造を疑うとかの部分も、言いがかりが少なくありません。僕はこれはやってないというふうに、この文章で受けとめました。

で、本人は認めておられるのに、頭脳構造を疑うという発言をされてるのに、こういう文書を書かれとるという判断で請求をさせてもらいました。

で、その流れで、秘密会で総合的にパワハラと結論づけた、粗い報告でしたというところがあります。

その今の続きですね。

で、この審査報告のどこに総合的にパワハラと結論づけてあるのかをまずお聞きします。

○児玉 委員長

田中議員。

○田中 議員

いやさっき力山さんとのやりとりで答えたように、結論には書いてないけども、力山さんがさっき説明したでしょ、記者会見で言いましたと。

ここ結論で書いたとは書いてない。そういう、結論づけたと。

委員長としては、審査会の委員長としてはそう結論づけたんだという説明を、記者会見でしたということだったので、書いております。

委員長もそう、さっき説明されたと思います。

○児玉 委員長

はい、木田委員。

○木田 委員

これは委員長が聞かれて個人的な意見を言われたかどうか、ちょっと私は存じ上げないんですが、審査会で結論付けてないものを、この文章ではあるかのように書いて、さらに粗い報告と、審査会に落ち度があるかのように表現をされとるというふうに、これを読む限りは、取る人もいると思います。

それを狙って書かれたんだろうと思うんですけど。審査会がどこにも書いてないものを、さも書いてあるかのように記載して、誤解に誘導して審査会を非難しているようにも取れますが道義的にどうなのかなと感じておりますが、いかがですか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

道義的な問題なのか、その国語解釈の問題なんか。僕は道義的というのはちょっと当たらんと思うわけですけども。その粗い報告だとかね、総合的な結論だとかいうのは、さっきも力山議員とあるいは二見議員とやりとりしたとおりでありまして、二見議員は、粗くない報告はどうなのかと聞かれたので、僕は一つ一つ丁寧に審査することがあって、さっき答えたような気がしますし、だから、この粗い報告とかね、総合的なパワハラとかね。

そういう表現は、さっきも議論したように、そういう認識できちっと道義的とか、何か人をだますようなとかは。事実をきちっと書いてるだけです。

道義的に、僕は一切そんな倫理的には、後ろめたくはありません。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

先ほどのお答えもあったんで、改めて確認しますがけれども、ですから、審査会としては総合的にパワハラと結論づけた事実はないわけですよ。文書には書いてないと。

そのことはお認めになったのに、もう事実として、これどう読んでも、政治倫理審査会が秘密会で総合的にパワハラと結論づけたと、そういう報告を出した、というふうにしか、読みようがないと思うんですけども。その事実をねじ曲げてる、あるいは事実でないことを書いてるというご自覚はありますか。

○児玉 委員長

イエスかノーかでお答えください。

○田中 議員

ありませんよ。

そんなねじ曲げてないですよ。さっきも言ったように、力山委員長が審査委員長としての責任できちっと述べられたことを書いていただけですよ。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

水掛け論になりますけれども、文書にはそういったことは書いてないというのが、お認めになったわけで。文書にないものを、あたかもあるかのように書いたというふうに私は判断しました。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

二見議員がそういう悪意の解釈するのはそれ勝手ですけども、文章をきちっと読めば、僕はそんなこと書いてないですよ。

結論にそんなことを書いたとは述べてないですよ。

短い文章だからね。

主語述語がきちっと書いた裁判判決文ではないけども、そう結論づけたのは、委員長がそう結論づけたと説明されたわけですから、それを書いているだけで。

悪意を持ってとかいうのは、事実をねじ曲げたりはしていません。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

もう一度田中議員の文章を読み上げて私の発言やめませんが、秘密会で総合的にパワハラと結論づけた粗い報告でした。

このように書かれています。

○田中 議員

その通りです。

○児玉 委員長

はい。他にございませんか。

はい、狩野委員。

○狩野 委員

別紙1、ちょっとこの文章の下から、五行目ですかね。筋を通し対決していますって書いてあるんですけど、非常に抽象的な言葉ですよ。筋を通して対決しますって。

筋を通してっていうのをもう少し具体的にですね、ちょっとお示しいただけますか。どういうことが、筋を通すっていうのは、ちょっとこの文章ではわからない。

お願いします。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

いろんなことを変えようとか改善しようとか提案を僕様々して、それは駄目だとかね、あるいはそれを議題にしないだとか、ここに書いてあるように、いろいろ。

僕にとってみれば、抵抗されてるわけだけども、そういう抵抗にめげずに自分としては、これをやるんだと、改革するんだと。町民のためにやるんだと、そういう筋を通して、そうするとどうしてもぶつかり合うことがあると。

そういう対決することもあると。

だけども自分としては筋を通すよという意味です。

あまり難しいことを書いたわけじゃない。私の意思を通し、と書いただけ。

○児玉 委員長

狩野委員。

○狩野 委員

この意味は自分の意思をそれ通すということで。

もう1個下の方にですね、同じようにちょっとぬるい体質部分という言葉もあるんですけど、これは何かちょっと、非常に見る人間にとっては何かよくわからない。

何か議会自体、我々の府中町議会がぬるい体質である、というようなことにもとらえられるんですけど、具体的にこのぬるい部分っていうのは、どのように田中議員としては、考えられてるのか、どういう部分がぬるい体質と考えられているのかというのを教えてくださいませんか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

僕が一番ぬるいと思うのはね。

やっぱり、お手盛り。お金ですね。時々反対意見出しますけれども、例えば議員報酬のカット率を決める時だとか、やはり、身内に甘いといいますか議員の報酬やね、カットする時。あんまり厳しくないですよ。

僕、日本維新の会はあまり好きじゃないけど、よく身を切るなんて言いますが、そういう部分は、僕はぬるいが一番感じる場所ですね。具体的には書かなかったけども、やっぱりお互いなれあったり。

自分自身の身に降りかかることは、やっぱり厳しくするのが、ぬるくないことじゃないかなと思うわけでありまして。

○児玉 委員長

狩野委員。

○狩野 委員

ありがとうございました。

ちょっと全体的な質問なんですけど、このチラシっていうのが作られてますよね。

○二見 委員

すいません。

○児玉 委員長

二見委員。

○二見 委員

その前に、先ほど筋を通してと表現しているところで発言をさせてください。

○児玉 委員長

はい。関連ね。

○二見 委員

はい。

自分の意思を貫くというふうに言われましたけれども、この筋を通すという中には、私の考えでいいですよと、法令とか会議規則、議会の申し合わせ等を守ることが、その筋を通すという中には含まれると思うんですけども、田中議員はその点についてはどうお考えですか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

法令やルールを守るのは当然のことで、筋を通すというのは、そういう何かを守るという意味には僕はちょっと取らなかったですね。

むしろ、ルールを守るとかいうことよりも、何かを変えようとかね、あるいは何か意見が対立があるときはね、みずから、なんていうか懐柔されてわかりました言うて、巻かれるとかね、そういうんでなくて。

やっぱり、筋を通す、もちろん法令に反することを筋通してるわけじゃなくて、法律やルールは守りながらですよ。

だから筋を通すというのはその法令を守るかどうかとはちょっと別次元の話だと思う。

法令云々で言われるなら、もちろんルールは守って法律守ってやっていかんといけんと思いたす。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

そういうことで、理解しましたけど、田中議員の中には、ルールは守る意思はあるけれども、筋を通すという中には自分の意思を貫くということがあって、ルールを守るといふことはさほど重要でない、という言い方するとまた、曲解だと言われそうですけども、筋を通すの中身は、自分の意思だということがわかりました。

それで次にいきますけれども、筋を通し対決と書かれているんですけども、ここで言う対決ということは、田中議員の中ではどういう中身が、対決するということになっているんでしょうか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

今までも結構ありましたけども、この上の段落に書いてあるような、いろんな提案がですね、否決されたり、あるいは議案化されなかったり、あるいは事務レベルで駄目だと言われたり。

いろいろ、僕にしてみれば抵抗を受けて、そこで対決、対立、衝突、どういう表現がいいんですかね、そういうことはあるわけですよ。

だから、文章表現でどういう表現がいいんかわかりませんが、今言ったように抵抗があったり、ある一つの意見と、そうでない意見とのぶつかり合う中で、筋を通すと起こりうる現象を対決と表現しただけです。

○児玉 委員長

はい。

○二見 委員

二見です。

ですから議論が議場なり委員会で終わった後にですね、議長室や事務局に行って、いろいろ言う、というのがその対決の中に入るのなら、今までずっと私たち指摘しておりますけれども、迷惑でやめていただきたいというふうに思うんですけれども。

この筋を通し対決というのは、議会の中で誰かと対決しているという、そういう理解でいいんですか。

どなたかと、二見と対決してるとか、議長と対決してるとか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

いやそれは、案件ごとにそれは対立することもあるし一緒にやることもあるんじゃないんですか。けどちょっとどれが具体的にというと、今、少なし、この上の段落にね、例示してあるようなことは、私は主張したけど、否決されたりね、反対されたことを、いくつか例示していますからね。上の段落いうか、この第4パラグラフで書いてある、鍵括弧の中で例示してあることは、少なし。

だから、議長と対立とか誰か対立しとる、二見と対立してるのではなくて、人間と対立しとるんじゃないなくて、その具体的な案件とか、アイデアとかね、提言、それぞれで、ぶつかり合うという意味ですけど。

○児玉 委員長

はい。

ちょっと待って。

先ほどの続きを、すいません。

狩野委員。

○狩野 委員

はい。

それで今回のこのチラシですよ。

さっき一番最初に憲法の保障する言論の自由、という話もあったんですけど、ちょっと基本的な話ですが、このチラシ、文書っていうのは、どういう形で配られた。どうですかね町民全員に配られたとか、支持者の方とかですね、無作為に配られたとか。どういう範囲で、配られたチラシなのかっていうのをちょっと教えていただきたいのが一つと、もう1個、田中さんの考えを書かれておるんですけど、そもそもこのチラシを作った目的ですよ。

その辺についてもちょっと教えていただきたいんですけど。

お願いします。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

これは日付見てもらえばわかるように2月15日付になって、前の日に政倫審の結論が出たわけですよ。

マスコミの取材も来てた。テレビや新聞にも報道される。そうすると町民が知るところとなるわけですよ。政倫審の結論はね。

そうすると、どうしたんね、などと聞かれるじゃないですか。

あるいはフェイスブックにしても、とりあえず私の意見を述べとかなと、それは当然、議員であるし、咎められたわけだからね。

言い訳と言えは言い訳なんだけどね。

それを知った人に知らせる必要があると考えたのが大きな目的。

だから2月15日付。

ただ、15日には、この紙配れたかどうか実はよく覚えてない。

Facebookは、次の日とその夜か、このほぼ同じような文面を上げて、メールで知った人には流したと思います。

本当なら、テレビ局でもばーんと、あるいは新聞でもばあっと、次の日、全町民に配りたいぐらいのね、もちろん思いはあるけどもそれはできない。

だから、とりあえず、紙にしたのはこの半分の大きさと、出会った人とかね、あるいは支援者とかね、聞いてくる人にはね、渡すと。

だから枚数的には、どうかな。そんな、何百枚いっとるかどうかわからんけど、配れてない。

だから今日取り上げてくれたからありがたいんだけど。もうこれもホームページ載って知られる。

無差別に配りたいけども、それはちょっとたいぎいけえ、それはできなんだし。

目的としてはその反論、言い訳。で、配り方としては、もうささやかな手配りしかできない、ポスティングなんかはできなかつた。配った人がまた知り合いに配ってくれるようなのは、当然あったと思いますけどね。

本当に数が少なくて申し訳ないなという感じでした。

○児玉 委員長

はい、狩野委員。

○狩野 委員

ありがとうございます。

で、例えばですね、今回、このように審査会でいろいろこの内容について疑義が生じておるとい質問があつて、それに対して対象議員の田中議員がいろいろ、答えていただいているわけですけど、この結果ですね、例えばこのチラシがやっぱり適切でない内容が多く含まれているとなつた場合は、その無作為に渡した方は無理にしてもその知ってる範囲でみずからそのチラシをですね、回収するとか、そういう考えているのはございますか。

もしこれが不適切な内容であつたと、もしこの審査会がですね、決定づけたとした場合ですね、その辺の考えてあります。

何か回収しようとか、いかがでしょうか。

○児玉 委員長

田中議員。

○田中 議員

いやそれはよっぽど人権をね、侵害しとるとかね。

なんか命に関わるとか、何かそれならば回収、もう命がけで回収せにゃいけんと思  
いますよ。

でも、そんなことはないしやね。僕は別に自信を持ってるし。

それは、回収というのは、通常だと今言ったようによっぽどのことなら、考えますけ  
ども、難しいですよ。

むしろ逆にそういうことがあるなら、次の文書を発出してね、それを配る方がまだ  
マシじゃないですかね。

逆に言えば、これを咎めることがね、表現の自由なり何なりを犯すという、憲法違  
反を犯した、そういう結論が出た場合ね。

それが、表現の自由を侵しとる。

民法上のね、不法行為じゃないかと言われた場合、今度は、結論を出した側はね、  
また訂正なりが求められるということになります。

それはお互いお互いというかね。その表現の自由で言えばそういうことだろうと。

ただ、現実にはそこまでやるほどのね、深刻な事態の表現がね、生じるのかどうかは  
ね、チラシですからね。

裁判の判決文だったりとかね、役所の公文書として何か課税を誤ったとか、判決文  
を誤ったとか、誤認逮捕したとかそういう。どうなんですかね、狩野さんの想像力に  
は、感服します。素晴らしい。だったら他の想像力ももっと考えんといけんと思いま  
す。

○児玉 委員長

木田委員。

○木田 委員

はい。

下から3行目のぬるい体質部分というのは何の。

○二見 委員

委員長、休憩にしませんか。

○木田 委員

いや、もうこれちょっとだけ。

○児玉 委員長

すいません。

ちょっと過ぎましたんで。

~~~~~○~~~~~

○児玉 委員長

ここで昼休憩とします。

残りはまた昼からやります。

午後の開始は、13時。よろしくお願ひします。

休憩。

<午後0時03分 審査会 休憩>

<午後1時00分 審査会 再開>

○児玉 委員長

休憩中の審査会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○児玉 委員長

午前中に引き続き、聴取のある方、挙手をお願いします。

西委員。

○西 委員

はい。

ちょっと私に対するいじめじゃないかというような話もありましたが、勧告に  
応じられないということ、田中さんの文章で1から3番ですね、書いてありますけど、  
ということは自分の主張どおりでないと議長の勧告に応じられないということですね。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

議長の勧告に応じられないと僕が答えたこと。

議場でちゃんと言いましたよ、西さん、休んどったっけ。

○児玉 委員長

はい、西委員。

○西 委員

次に、勧告は法的拘束力なし。

○田中 議員

うん、文章のことをいいよるん。文章のこと。

○西 委員

そうですね。

○田中 議員

どの文章。

別紙1です。

○児玉 委員長

別紙1です。

○西 委員

別紙1、この日付は審査会の報告が出された次の日ですが、勧告は法的拘束力なしと書いてあって、早い段階で陳謝文の読み上げを拒否すると決めておられたことが分かりますが、その後の迷いはなかったでしょうか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

迷いというのはどういうことですか。

僕が考えを直すということですか。

○西 委員

はい。読み上げを拒否すると決めておられたことが分かりましたから、その後の迷いということですか。

○児玉 委員長

発言は挙手をしてお願いします。

はい、田中議員。

○田中 議員

だから別紙1が2月15日段階で、この時、応じられないとやって、さっきも言ったようにこの後、3月18日の本会議で、応じられないって、言いましたよね。

さらにそのあと、今になって考え変わらんか、とそういう意味ですか。

○児玉 委員長

西委員。

○西 委員

当時、陳謝文の読み上げを拒否すると決めておられたことに迷いがなかったかということですか。

当時ですね。

○田中 議員

当時というのは、2月14日段階じゃなくて3月18日段階。

んじゃけ、3月18日の本会議で迷いがなかったかということですか。

僕の気持ちの問題ですか。

迷いはなかったですね。

○児玉 委員長

西委員。

○西 委員

次に勧告文には公開の議場においてと記載してあるが、議長に陳謝するのではないことは分からなかったのでしょうか。

議長に陳謝しても、これはもう議場での話です。田中さんいつも議長に陳謝というところとか、議長と話したとかいうことで逃げられていますが、議長に何も決裁権はない、議場での話です。関係ないと思いますが。その点、議長に陳謝するのではないことは分からなかったのでしょうか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

僕のどこの文章を言いよるんですか。

○西 委員

いや、どこの文章いうんか、1、2、3つについての質問してるんですが。

パワハラに該当する強要・暴言はない、政倫審報告では具体的な事実認定がない、審査委員9人中8人が審査請求議員に偏り、有識者意見もない、不十分な審査などのため勧告には応じられないと議長に答えました、と書かれていますが、議長にその権限もないのになんで議長に言われたんか、聞いとるわけなんです。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

権限いうのは、議長の何の権限ですかね。

○児玉 委員長

西委員。

○西 委員

いや、あなたが議長に答えました、と書かれてるから。

別紙1に書いてるでしょ。議長に答えました（勧告は法的拘束力なし）と。

分かりませんか。

○田中 議員

ちょっとよく分からない。

だから、あ、すいません。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

ここで議長に答えた、僕は、議長から勧告を受けたから、議長からね。こうしなさい、その通知を受けたから、議長に対して、そりゃ返事をしたんですよ。

そりゃ返事せにゃ失礼じゃないですか。

○西 委員

要するにこれは政倫審で出した結論ですので、議長に私は言う必要はないと思うんですけど。

それと最後にですね、審査会の報告は問題がないにも関わらず、間違っているように主張されていますが、ここで法的拘束力がないことを根拠にして自分が正しいと主張されているように窥えますが、いかがでしょうか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

ちょっと質問の意味がよく分からんだけど、法的拘束力はないんですよ。勧告にはですね。

だから法的拘束力がないという表現自体は、僕、誤りじゃないと思いますけど。正しいと思います。

○児玉 委員長

はい、西委員。

○西 委員

審査会の報告書が間違ってるように主張されていますが、それも認められますか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

え、どこですか。

○西 委員

勧告に法的拘束力はなしというところです。

この、倫理審査委員会が出した結論が間違っただけにあなたは主張されていますが、自分が正しい主張をしていると思われませんか、という質問をしたんですが。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

いや、僕は間違っただけに主張してないと思ってます。

で、審査会が間違ってるというふうに僕、何も書いてないと思いますけどね。

どこにそんなこと書いてあるんでしょう。審査会の結論が間違ってるのか、間違っただけにそんなこと書いてないですよ、どこに書いてあるんですか。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

はい。

ちょっと話を戻しますが、田中議員は今問題になっている、勧告に応じられないということを書かれているわけですよね。

その勧告に応じられない理由として、パワハラに該当する強要・暴言はない、政倫審報告でも具体的な事実認定がない、審査員9人中8人が審査請求議員に偏り、有識者意見も求めない不十分な審査と、この三つの理由を挙げて、勧告には応じられないと言ったわけですが、このパワハラに該当する強要・暴言はないというのは、田中さん自身のお考え、主張であって、審査会はそのように、認めたわけではありませんし、二つ目の政倫審報告にも具体的な事実認定がないと。

この点については論議を、意見の交換をしましたがけれども、これも条例に規定してない。田中さんの主張であります。

もう一つの審査委員9人中8人が審査請求議員に偏り、有識者意見も求めない不十分の審査、この点についても、今まで論議をしてきましたけども、これも条例に規定のない、田中さん自身の考えで、こういう田中さん自身のご判断で、勧告に応じられないと、こういうふうに議長に答えたと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○田中 議員

その通りですよ。

さっきから何回も言ってるじゃない。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

読み取ってください。きちっと文書をこの通り読めば、僕の主張はきちっと伝わってるじゃないですか。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

はい。

ですから、言い方を変えれば、勧告に応じない理由は、自分の主張とは違っているからと、そういうことでよろしいですね。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

その通りです。主張の基となっていることをここへ、勧告に応じられない理由を述べておるんです。

それは僕の主張で人に言われて書いたわけじゃないですからね僕の主張ですよ。

当たり前じゃないですか。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

議長は、政倫審の勧告どおりの措置を求めているわけですけども、その点についてはどう考えるか。議長が議長で私は私で関係ありませんと、そういうことでしょうか。

○田中 議員

はい、田中議員。

条例の第9条は、確か議長は、政倫審の勧告を尊重し、措置をすると書いてあるから、議長の行為は当然の行為じゃないですか。

そのとおりを、そのまま措置したんですから。それはもう議長と何回も確認してます。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

そういう趣旨をご理解している上で、それを無視したということによろしいですか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

さっきから言うように無視したんじゃないで、それを受けとめたから、ちゃんと理由を述べて答えてるんですよ。

無視じゃないですよ。

僕の答えを無視するんですか。無視じゃないですよちゃんと答えたから、こうやって述べているんですよ。ちゃんと聞いてくださいよ。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

はい。

無視という言葉を使わないとして、従わなかったということによろしいですね。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

その通りです。

○児玉 委員長

他にございませんか。

はい、力山委員。

○力山 委員

力山です。別紙1の中段の一番下の項目ですね。

田中は全35項目に反論していますと、書かれていることについてですね。

反論されたかもしれないけども、よく覚えてないとか、こうだったかもとか、などの説明がかなり多かったんですね、聞いていて、全く合理的でない説明もあったかと思えます。

当然、田中議員の説明すべてに納得したわけではないんですが、できないものもかなりありました。

それについてどう思われますか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

いや今初めて聞くんですけども、力山委員長が僕の主張に納得できないことがあったということについて、どう思うか。

それ、これ何ヶ月も経ってまたその話をするんですか。

どう思うかって言われても、それは困りますね、そういうことでは。分かっていた  
だきたいと思いますよ、きちっと。

○児玉 委員長

はい、木田委員。

○木田 委員

いいですか。

今の35項目、反論してますという部分のところで、確かに反論はされたんでしょ  
うけど、納得ができてないわけですね。

その理由は、先ほどありましたように、よく覚えてない。

確かに、たくさん質問もあって大変だったと思うんですけど、そういう答えもあ  
りまして、田中さんが出されてる文章は、全35項目に反論しています。

確かに反論はしたんかもしれんですけど、自分の主義主張、もしくはよく覚え  
てない、分からないという反論であって、政倫審のメンバーは納得ができてないとい  
うことだろうと思うんですけど、そのことについて何かありますか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

それだったら、もう1回、政倫審再開しますか。

そういう議論があるんなら、僕、今初めて聞きましたけども、例えばその僕の反論  
に対して政倫審が僕の反論に、全然何も反応してくれなくて、結審して結論出してる  
わけでしょ。

で、今どう思いますか、みたいなことを聞かれるのであれば、もう1回政倫審を再  
開してですね、論議せんとどうしようもないんじゃないですか。もう解散した後にな  
って、実はこう思うとったんだけど、どう思うって言われても、もう僕としてはちょ  
っと困るんですけどね。

○児玉 委員長

はい、木田委員。

○木田 委員

質問をして、覚えてない、よく分からない言われたらまあ、そうなんでしょうから  
それ以上聞かれませんか。聞いてもしょうがないんで。

これ言うてええんかどうか分かんんですけど、あとで思い出されたりとか、あるじ  
ゃないですか。

そういう部分で、この田中さんが出されてる、この文書を全部読む全体の雰囲気  
ですね、私の感想ですけど、冒頭から各委員さん言われてるように、これを読む限り  
は、自分はすべて正しいと。自分と違う人らがおかしいんだというふうに私はこれ  
を読んで受けとめております。

それでこの度、請求代表者として請求を出させてもらった。

冒頭の田中議員の質問に、今答えるわけじゃないんですけど、るるいろんな質問がありまして、そういう流れなんですよね。

そのとき覚えてなかった、分からん、それを、それ以上言ってもどうしようもならないので、そこはそれで収めるしかないじゃないですか。

ただこの文書全体を、私の感想ではこれは、繰り返しですけど、やっぱり政倫審のメンバーがおかしい、事務局がおかしい、私は間違っていないじゃ、と。

モノ言う議員をパワハラ扱い、モノ言う議員はモノ言う議員でええでしょうし、このパワハラ扱いの部分はまた別の問題でしょうし、何かいろんな部分を、都合のええように組み合わせて。

先ほども言いましたけど、ちょっと元に戻るんですけど、頭脳構造を疑うと発言なども、本人がされとるって認めているわけですから。これを読む限りでは認めとるようには、私は理解はできませんので、このたびこういう形をとらせてもらったというのが、冒頭の田中議員の質問に対する答えにもなるかと思えます。

以上です。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

今、田中議員の先ほどの発言の中でですね、自分がこの我々の挙げた事象についてですね、反論したと。先ほどからそうおっしゃられてるんですけど、それに対して全然反論がなされなかったと、おっしゃったんですけど、これは事実じゃないと思うんですよね。

それは何遍も持ち出しますけど、この136ページの議事録の中で、我々田中議員の発言に対して、それはおかしいんじゃないかというようなことを、様々な形で返してですね、先ほども言いましたように、そのことをもとに、我々は結論を出しているんで、今の田中議員の言い方ですと、何か自分がね、我々の出したものに対して全部否定をして、そこまでは否定をされたんでしょけど、それに対して我々が答えることができなかつたのかのようによね。

反論されなくてというの、これ事実じゃないと思うんですけども、撤回されますか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

私の文書じゃなくて、さっきの発言についてですか。

僕はそう言ったのは、いいですか。

先の審査会は、お互いの主張をやりとりして最後に、さっきのジャッジのところでね、そこがないからっていうことを言ってるんですよ。

僕はきちっと、最初の35項目の審査請求が出て、ほんで僕はそれにいちいち反論して、それについての質疑もあったと。

結局のところ、それに基づいて審査会としてはどうジャッジするか、それが無いという意味で言ってるんですよ。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

ジャッジの話についてはもう先ほど、お互いの意見を出し合いましたので。

だけど、今言われたのは、自分が発言して、全然反応されなかったって言ったら、それは審査会の場で、我々が田中さんの意見を聞いて、何も意見を言わなかったというふうにとるのが普通だと思いますが、田中さんとしてはそういう意図でなくて、最終的な結論で反論が書かれていなかったということで、今の言葉を使ったということですね。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

概ねそうですね。はい。

大体そういう意味です。

○二見 委員

分かりました。

○児玉 委員長

はい。

他にございませんか。

はい、二見委員。

○二見 委員

はい。

下の方ですね、上から4段目の最後で、先ほどあった筋を通し対決、の前段のところですが、ちょっと前後しましたが、これを止めようとする多数派や、事務局長らの強行的な議事運営・発言封じがあります、というふうに書かれているわけですけど、多数派というのは一体どういう誰を指してるのでしょうか。

その根拠ととともに、説明をお願いします。

○児玉 委員長

田中議員。

○田中 議員

具体的にAさんBさんCさんが多数派だ、DさんEさんが少数派だということは、決めにくいかもしれませんが。

概ねですね、私が提案するいろいろここに書いてあるようなことは、概ね否決されたり、多数決によってですね、否決されたり、あるいはそれ以前の段階で、事務的に止められたりということも多いわけですね。

だから、多数派の会長が誰で、事務局長が誰だという言い方はできませんけども、概ね、多数の議員という意味ですよ。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

中身がよく分かりませんが、議会運営の際ですね、地方自治法や会議規則、議会の申し合わせ等に従うことを、また議員当然ご存知のことだと思いますけども、これらの現時点にあるルールを守るべきと考えている議員や事務局員を多数派と表現しているのではないですか。違いますか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

大体そうですよ。

はい、関連。

狩野委員。

○狩野 委員

狩野です。

ちょっと今のところでですね、これを止めようとする多数派や事務局長らの強行的な議事運営発言封じ、というところで確認なんですけど、当然、議会は多数派、他の議会とか当然会派っていうのは、うちはないんですけどもあって、それで、あくまで多数派っていうか、多数の意見をまとめるんですかね。いかに数を取るかっていうのが議会運営の基本ですよ。

ここで多数派っていうのは、僕は特にあまり問題は、個人的にはですね、文言としては、多数派というような言葉は問題ないと思うんですけど、この後も、事務局長らの強行的な議事運営・発言封じに対して、事務局長って1人しか当然いませんね、事務局員じゃなしに事務局長。どちらかというとな名指し的なことになっておるんですけど。

そこ、事務局長らの強行的な議事運営・発言封じとかいう、逆に言えばその事務局長という個人的な人に対しての攻撃、攻撃っていうのはちょっと言葉悪いんですけど、そういう物言いいいんですかね。

個人的な人に対してのちょっと発言っていうふうに取れるんですけど、それはその通り、そういう思いで書かれてるのかどうかっていう確認ですけど。

○児玉 委員長

田中議員。

○田中 議員

個人いうのは、そのAさんのキャラクターに対してというよりね、そういうポストとして、これは前の審査会のときも、指摘してますけども、しょっぱなの時の例の議長選の、所信表明会にしてもですね、事務レベルで申し入れたときに、事務局長はで

すね、事務局として、そのとき事務局長と次長がいたけども、事務局としてこれは、止めますだったか、反対しますだとかね、そういう言い方でストップをかけられたわけですから。

個人的にという、人物というよりそういう事務局長という一つのポストがね、こういう議事運営について、口出しされたことは、あるわけですよ。

他にもありますよ。今ちょっと準備してないけど前回の審査会のときもいくつか例示してたと思いますけどもね。

だからこの文章、これよく読んでいただければ分かりますけど、これ多数派や事務局長らの、強行的な議事運営や発言封じ、いちいちじゃあ何月何日とかいうの出せというなら出しますけども。それは、いくつかの例示は前回の審査会のとき出したように僕思うんですけども。

それを表現しておるわけで、これもさっき言ったように、事実関係としてはこれ、僕はその一つ一つの例示は、ここには書いてないけども、そういう意味です。

今狩野委員が言ったように、Aさんのキャラクターがどうこうという意味ではなくてそういう事務局長というポストがね、の人がこういうことをされたと。

多数派というの、それはある時は議題によっては賛成しない人もいるかもしれないけど、まさにそういう意味で、派というのは、そのちょっと漠然とした、概ねの、議員集団を指しとるわけですね。

○児玉 委員長

いいですか。

よろしいですか、回答は。

ちょっとすいません。

今の狩野委員の質問の趣旨なんですけど、ここで言ってるのは、多数派っていうのはちょっと誰というのちょっと特定できないかもしれないけど、事務局長だというふうに書かれてるのは、個人を特定するものではないかということ、そういう趣旨で、質問されてたんじゃないですか。

狩野委員。

○狩野 委員

はい。

そうですね。質問、自分では言うつもりだったんですけど、いわゆる事務局長っていうのはうちは1人しかいないんで、そういう個人的な人に対して、議事運営とかも発言封じがありますっていうふうに、事務局長ら、とは書いてありますけど、そのように文面としてはとられる内容だったので、その真意いうんですかね、そういうつもりで書かれたのかっていうのを聞いたわけですよ。

そしたら田中議員はポストとして、という話で個人的なキャラクターを言ってるわけじゃないとかいう、一応は回答あったんですけど。

やはりただ、さっき言うたように、この事務局長というのは結局1名しかいない話で、そこに対して強行的議事運営・発言というのを、以前の審査会ですかね、お話しでいいかどうか分らんけど。

一応、法令とかに基づいて、それ以上やったら議員がその法令を違反するというところでいろいろ事務局長としてそう言わざるを得ん、っていうことでいろいろされたっていうのを、確か僕も記憶してるんですけど。

そういう行動に対して、発言封じとかそういう言葉が書いてあるんで、それについて、僕としてはちょっとあんまり適切でない言葉遣いのように感じたんで、それについてどう思われるかっていうのをちょっと先ほど確認させていただいたんですけど。

質問分かりますかね。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

事務局長というのは、もちろん、どこの議会でも多分1人だと思いますよ。

ほんで、責任ある立場ですよ。公務員でありますし、当然、特定されますよ、どうしても。

そういう方を含めて、僕は前回のときも、事務局が議員活動に介入したり、口出したのはけしからんみたいなことも、何か指摘したような気もするんですけども。

当然、事務局長という1人のね、責任ある公務員としてのポストのそういう立場の人がね、いろいろ、議事運営に介入したり、口封じをしたりということがあるということをここで指摘した。今の児玉さんの補足の質問自体、隣で、事務局長が耳打ちしてからすぐ出た言葉じゃないですか。

○児玉 委員長

違いますよ。

○田中 議員

違う。

○児玉 委員長

違いますよ。

○田中 議員

そう。それじゃそれ取り消します。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

はい。

今の関連ですけれども、従来から田中議員は、今、やりとりがされています、多数派と事務局長らが、強行的な議事運営をしてるというふうに主張されるわけですけど、事務局長にそういう権限があるというふうにお考えですか。

○児玉 委員長

田中議員。

○田中 議員

僕はその議事運営に直接ね、事務局長が介入する権限はないと思ってますよ。

だけでも事実上、こないだの議会でもそうだけど、議長席にこうやって手をずっと置いてね、事務局長がこんなことしながら、Y o u T u b e聞けば分かるけども。言うんですよ、とかって囁いたりしてるわけじゃないですか。それはまた別問題だけでも。日常的にね。

法的にはそういう権限はもちろん、僕はないと思ってますけども、それでさっきのね、ちょっとごめんなさい。もう1回言うけども、しょっぱなの議長選の、所信表明会の件については、これはもう、はっきりと事務局長がね、事務局として止めますというて我々新人議員に向かってね、申し渡しとる話ですよ。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

はい。

田中議員もおっしゃられましたように、事務局長にする権限はないわけですよ。

ない権限を行使したとしたら、それは非常に問題なんですけれども、田中議員にはそういうふうに見える行為は、法令や規則申し合わせを守る義務が議長にはあるので、それに沿うように、助言をしてみると、我々にはそういうふうに見えるわけですけど、事務局長の決して越権行為ではなく、議長が、法令、規則、申し合わせ等を守る義務が、果たせるように事務局長はサポートしているというふうに思います。

それで、先ほどの続きですけれども、同じ意見でびっくりしたんですけれども、議会運営の際、地方自治法や会議規則、議会の申し合わせ等に従うことを、これを求めている議員や事務局員、これを多数派と認めてるんじゃないんですかというふうに教える私が聞きましたところ、そうですというふうに答えたように、今、思ったんですが。

私の聞き違いなのかもしれませんが、その点、まずどうですか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

いや、多数派云々よりそれは、いろんなルールに従ってね、議事運営すべきことは、多数派だろうが少数派だろうが、当然じゃないですか。

それを外れたことが、僕に言わせてみれば、強行採決だとかね、あるいは介入だとか、あるいは議事進行って手をあげてるのにそれを発言させません、だとかね。そういうことがあるというのをここで述べておるわけです。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

ですからね、我々が田中議員の行動をおかしいと、その都度指摘をしたり、事務局長もそういう発言をして。

それは先ほども言ったように、法令や規則申し合わせに反しないように、ということで、我々もその遵守をするようにしてきて。それを多数派と言うならば、そうであって、だから、そのルールに反するような行動について、止めようとしてるわけですけど。

ですから、田中議員の先ほどの言い方だと、我々は、逆に地方自治法や会議規則、議会の申し合わせ等に従わないというような。だから田中議員はその精神にのっとって行動をし、我々はそれを止めようとしている、という。

そういうふうに、今の説明からすると理解できるんですけど、そういう理解でよろしいですか。我々が間違っていると。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

我々いうのは、みずから多数派という意味なんか、ちょっとよく分からないんですが。

そうだとするとですね。どっちが間違ってる、どっちが正しいいう、漠然とした議論じゃなくて、一つ一つのね、例えば提案だとか、その発言について、どういうことが行われていたかを。で、こういうことがある、ある時は、その多数派の、あるいは事務局ですね、強行的な、こういう発言封じがあった。いつもそうやってるわけじゃないですよ。

そういうことが、何度かあったということ指摘しているわけで。

我々、多数派が常に間違ってる少数派が常に正しいとか、そんなことは全く言いませんよ。こういうことがある中で、こういうこともあったよと。

そういう指摘をここに書いてあるわけで、これは決して僕の、何、品位と名誉を傷つける文章には到底ならんと思いますけど。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

でも、田中議員はこの文章で強行的な議事運営や発言封じがあると書かれてるわけですよ。

これ読んだらね。

もう常に少数派は、この議事運営、や発言封じをされてると、こういうふうに読む側は思うわけですよ。

それで実際には、田中議員が議運の時代には最も長く発言をされてね、どこが発言封じなのか、理解に苦しむんですけども。

だから、そういうことがあったという程度で、あったと私は思いませんが、田中議員があったというね、そういうこともあった程度で、強行的な議事運営、発言封じというふうに表現されるんですか。

やはりジャーナリストであられたわけだからね、文章は正確で誤解のないように書くというのはまあ、ジャーナリストのイロハだと思うんですけど、新聞記者のね。

その割には、非常に誤解を生む文章だというふうに私には思うんですけども、今のは私の感想ですけども。

この、何をもち強行的議事運営・発言封じということがあったというのか、それが基本的な議会のあり方だというふうに読む人は思うと思うんですけどね。

たまたまそういうことも何回かあったとかという話とは違うと思うんですけども、その点どうお考えですか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

今ちょっと主語と述語がだらだら繋がって、よく分からんのですけど。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

もう1回聞き直しますね。主語と述語がだらだらしてるって言われましたので。

何をもち強行的な議事運営発言封じがあるというふうに断言しているのか、その根拠をお答えください。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

さっきも言ったように一つ例を挙げたのは、前の審査会で出してる。

○二見 委員

一つ目はもういいです。

二つ目三つ目四つ目五つ目をあげてください。

○田中 議員

ちょっと時間くださいね。

前の審査会でいろいろ資料出して、いついつどうだったか、とかいうのを出しとるわけですからね。

○児玉 委員長

どうぞ。

~~~~~○~~~~~

○児玉 委員長

休憩に入りたいと思いますが、50分まででよろしいですか。

田中さん大丈夫ですか。

50分まで休憩します。休憩。

<午後1時41分 審査会 休憩>

<午後1時50分 審査会 再開>

○児玉 委員長

休憩中の審査会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○児玉 委員長

田中議員。

○田中 議員

はい。

二見議員がおっしゃるのは、だから強行的な議事運営だとか、発言封じだとか、今まで具体的にどうだったかなんですが。

ここへ持ち合わせてる資料でいきますと、まず一つは、さっきの初議会のときの、所信表明会を、事務局レベルで止めますとって言われたこと。

それから、これは、2021年の2月の全員協議会ですね。

例の政治倫理条例の適用拡大が、全協で何故か採決されたと。

これも普通の議事運営ではありえない話なんですが、しかも多数決だと。

これは、梶川議運委員長が倫理条例の各解釈拡大について議運報告を読み上げた後、益田議長が、ただいまの説明に対して何か質問は、言い終わるや否や児玉副議長が大声で動議と叫んだものです。

副議長がみずから賛成などという意味不明の発言でしたが、すかさず議長が、採決の動議が出ましたので、賛成の方の挙手、と。「議長待て。」と議場騒然の中、動議は賛成9反対6で、成立。

これはもうかなりの強引な、しかも全協での、僕は強行採決に近い類だと思うわけですけども、がありました。

それから、これは益田議長の時代の話ですけども、2022年の3月の、諸般の報告への、質疑の取り止めの提案。これは議運でもやったわけですけども、僕は議員の発言機会を減らすべきじゃないと、主張したけども、発言の機会をやめようということ、議長判断で決められて、この時本会議で、手を挙げたのに、議事進行は許しませんと、益田議長が私の発言を、議事進行の発言すら許さなかった。

それから、6月の定例会、2022年。これは寺尾議員に対する発言封じですけども。

一般質問で殊更に、所属委員会に関する質問して、これは注意したということか。

議員は、答弁者を指名することができません、と言って事務局長は発言したわけですけども、できんわけない、指名することはできるんですよ。それに答えるかどうかは執行部の裁量ですけども。そういう、注意をばばばとやったりですね。

それから、議長選の所信表明会の開催の件は、2年後の2023年の議運でも提案したわけですがけれども、このときは、西山副議長が議長席について、かなりしどろもどろな議事運営で、おかしかったわけですが。無理やり、議題にしないという多数決に持ち込んだと、せっかくの議案をですね。

ということが、2023年、あいや2022年の9月か、の定例会でもありません。

それから、ちょっと今手持ちのもんだけでこれですが。

それから、議会事務局長の介入発言といいますか。

これ令和3年だから、2021年の6月。

議運の委員長と前の日にあって、次の日の、議会運営委員会についてのお話をしたら、前の日に議運の委員長と会ったんですか、と咎めるわけですね。

議運の委員長に、シナリオ通りじゃなくてこういうことを言いんさい、と言って当時の議運委員長は梶川さんですかね、という話をしたわけですが、それに、事務局長は、そういうことするなということで、かなり僕は咎められたんですね。6月21日。

それから同じ令和3年の10月ですが、特別委員会の日程を決めたのに、事務局長はその委員長らに田中には日程決まったことを言うなよという、口止めをしたり。これ議員活動の介入といいますかですね。こういうことをやったりですね。

さっきの議員は答弁者を指名できないというのは、令和4年の6月議会ですかね。

あるいは、今回、申し合わせ事項になりましたけども、議員を事務局から追い出す権限が私にあるんです、ということは、今回の申し合わせが決まる1年も2年も前から事務局長はしょっちゅう私に言うわけです。

文書までポンと、不当要求防止要綱の文書まで手渡してこれが根拠ですから、追い出す権限があるんですということを言ったり、今のは事務局長の介入とか、そういうやつですけどね。

すいません、ちょっと手持ちの資料だけですが、今のような二見さんの質問で、不当な議事運営とか関与とかがある。例示せよということなんでちょっと手持ちの資料では、そういうことです。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

はい。

断定的に書かれた割には調べないと分からない、ということなんです。

それで基本的に主張されたことについては、前回の倫理審査会の際に、事務局員が田中議員の様々な、この、田中議員の言い方を使えば、改革改善案と仰られるものをやられる時に、議会のルールをいかに踏みにじて提案をしようとしているのかってことは、詳細に述べられているので、一つ一つのことについて言うつもりはありません。

でもその前提としてですね、議会のルールに違反した場合、議長が注意したりする場面があって、そして、田中議員は、しばしば注意を受けているわけですけど。

それは議長の権限、議場の秩序維持権、議事整理権というふうに言われているわけですが、そのことについては、ご理解していらっしゃるでしょうか、そういうことをしていいということ。

○児玉 委員長

田中議員。

○田中 議員

議長に議事整理権があることは当然理解してますよ。

ただ、濫用してはいけないのも当然のことだと思います。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

ということは、議長はこの議事整理権を濫用して、議会のルールに反して、議長の権限を行使しているというふうに主張されるわけですね。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

そういうこともあったと主張してるわけです。

その都度何度か益田議長にも抗議文やら、意見書を出してますし、梶川議長になってからも出してるということです。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

その証拠はございますか。

ルールを無視している。

どういう条例や法律、議会の申し合わせを、議長や他の人が破っていると。

はい。

○児玉 委員長

田中議員。

○田中 議員

今言ったのは議長の議事整理権の濫用についてですよ。

それはだから抗議文や文章、益田さんの、ちょっと今僕手元にないけども、益田議長時代にも何度かお渡ししてるし、梶川議長にも何度か渡してそこにきちっと書いてありますよ、文書としてね。口頭じゃちょっとすぐに、できません。

今日は大体、私の文書のどこが品位と名誉に欠けてるのかの議論なんで、ちょっとそこまで資料を用意してません。

次でやるときに、あれならまた出します。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

答えられないということで。

結構です。

○児玉 委員長

その他ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○児玉 委員長

狩野委員にちょっと確認させてください。

さっきあった、事務局長って書いてありましたよね。多数派や事務局長らのついでところで、不適切な表現ではないかというご質問があったんじゃないかなと私は思ってるんですが。

そこ、単独で名前が出てるのはねちょっと不適切じゃないかというご質問があったんじゃないかと思います。

これについては、納得されましたか。

○狩野 委員

私としては答弁いただいたと理解してます。

○児玉 委員長

答弁漏れはないということでよろしいですか。

○狩野 委員

はい。

○児玉 委員長

はい。

ありがとうございます。

それでは、他にないということでございますので、次に同じく別紙2、議長に提出された抗議・要請・意見でございますか。

○児玉 委員長

はい、西委員。

○西 委員

田中議員が出された文書の、議員追い出しは撤回・廃止をの、町議会運営等に関する要綱の一部改正は違法、の部分で、何法の第何条に違反しているのですか。

○児玉 委員長

西委員、この部分は、前項でちょっと質問があったかと思っておりますので、重複する部分がありますので、これはなしにさせていただいて、他にあればちょっとやっていただきたいんですが。

委員の皆様申し上げますけれども、重複するところが多々見受けられますので、聴取のほうは、ちゃんと論点を絞って、端的にお話いただきたいということと、対象議員の田中議員に対しても、端的にですね、ご回答の方お願いしたいと思います。

続けてどうぞ。

○西 委員

はい。行政実例でも「議長の権限に属する事務を事務局長に委任し又は事務局長が議長を代理するような規定を設けることはできない」（昭和26年3月19日）と明確です、の部分ですが、この行政実例の引用元は、正副議長が共に欠けたとき、事務局長の権限という題で、質問の中で、事務局条例に議長職の空白期間中に、事務局の庶務に限り、事務局長に議長の事務を代行させる想定をすることができるか、という条件があるので、引用された部分の適用も当然に限られますし、明確に条件が違いますがご存知ですか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

いや、ちょっと今、言ってる意味が。根拠をなんだとおっしゃったか、ちょっとよく聞き取れなかったんですが。

○児玉 委員長

西議員。

○西 委員

「議長の権限に属する事務を事務局長に委任し又は事務局長が議長を代理するような規定を設けることはできない」（昭和26年3月19日）と明確です、の部分ですが、質問の中で事務局条例に、議長職の空白期間中は、事務局の庶務に限り、事務局長をして、議長の事務を代行させる旨の規定とすることができるかという条件があるので、引用された部分の適用も当然条例に限られますし、明確に条件は違いますが、ご存知ですか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

いやそれ、僕今初めて聞いた、それは。

○西 委員

知らなかったとすれば議長に文章を提出するのに、不勉強ではないのですか。法制チェックして提出してください。

○児玉 委員長

はい。

他にありませんか。

いや、今のは質問じゃないですよ。

他に。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

除斥についてですけれども、田中議員は、除斥による議員活動の侵害だというふう  
に、主張されるわけですから、その時の審議は、田中議員に対する政治倫理審査  
会が勧告した措置の一つなので、当然、田中議員の一身上に関する事件と、議長が判  
断したのだと、このように考えます。

議長の判断に対して、議長権限の濫用と書いてありますけれども、田中議員は、議  
長権限を使ったら、濫用と考えるのか。

お答えください。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

その次の段落に書いてあるようにですね。

二つの論点があると思います。

これが本当に一身上に関する事件なのかどうかということがまず一つ。

それから、全協で、除斥ということが成り立つのかどうかということが、もう一  
つ、論点として僕はあるんじゃないかと思うんですね。

そこで、これはその次の段落に書いてあるように、これは、僕の一身上、つまり僕  
の利害関係だとか僕の家族が関係しとるとかね。

そういう一身上に関する事件ではなくて、あくまで議員の申し合わせ事項、追い出  
し権限でしたよね、を決める議題ですから。

その第1の論点でいうと、僕の一身上に関する事件ではないというのが僕の主張な  
んですよね。

むしろ、議長や事務局長に関する、利害関係者じゃないかと、そういうふうにとれ  
るわけですね。

その場合には当然、議長や事務局長が、逆に言えばですよ、除斥してもらって副議  
長が議長席につけば済む話じゃないかなと。

というのが主で、第2の論点。

○二見 委員

議事進行。

一旦止めてください。

○児玉 委員長

ちょっと一旦止めますよ。

はい、二見委員。

○二見 委員

行政実例にですね、一身上に関する事件の内容の例の中に、議員の懲罰ってのは入  
ってるんですね。

議長不信任の場合と除斥には、一身上に関する事件だと議事に参与することができないというふうにされているわけです。

それでこの議員必携にもですね、利害関係にある事件の審議にあたっては、公正な判断は困難であり、たとえ公正な判断をしたと主張しても、その当該議員がですね。それを証明する方法はなく、住民から見て議会の権威もなくなる、そこで議員をその事件の審議に参加させず、事件と関係のない他の議員のみによる公正な判断が適当であることから、除斥の制度が設けられていると。

今回の措置はまさにこの本人の一身上の問題であり、田中議員の懲罰をめぐってですから、何ら不当なことではなく、田中議員の先ほどの言い方ですと、明言は避けましたけど、議長権限を濫用していると。

このように主張してるというふうに理解しました。

それでよろしいですか。

○児玉 委員長

田中議員。

○田中 議員

これ、この案件、懲罰じゃないでしょう。

議員の追い出し申し合わせを議論したんじゃないんです。二見さん。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

田中議員はそのように理解されているのかもしれませんが、これは当然懲罰の範囲に含まれます。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

これ、2月20日の全協ですよ。

○二見 委員

田中議員は質問じゃなくて、我々の質問する答えてください。

○田中 議員

いや、この時は、今、議員の懲罰に関する事件だとおっしゃったけども、この2月20日の時、全協はですね、事務局長の追い出しルールを、申し合わせするかどうか議題だったんですよ。

○二見 委員

それは、それは田中議員の理解で。

○児玉 委員長

ちょっと待って。

今言われとんのは、それも含めてという話なんで。

それで、二見委員、もう一度お願いします。

○二見 委員

追い出しルール、追い出しルール、とレッテル張りをされておりますけどもね。

普通であればね自由に入出りできるものに対して、一定の制限がかかるということはそれは懲罰の範囲内だと。

それを田中議員は追い出しルールと、いうふうに命名をされているんだと思いますけれども。それは認識の違いだと思いますが。

続いていきたいと思いますが、全協はですね、協議または調整の場だと。

これも事実、そうではあるんですけども、議会の議事運営等に関する要綱の改廃は、議長が説明したように、全員協議会に諮って行くと規定されています。

議員が表決権を行使する場面だったので、除斥規定を準用すべきかどうか、議員みんなに諮ったわけですよ。

これは議員必携にも記載してある手続きなので、議長は、自分の判断でもできたんですけども、慎重に議事進行するために、皆さんにみんなに諮ったということだと思います。

田中議員は、出席議員に諮ったのも責任転嫁なのか、無責任という形で、異論を唱えておりますけれども、責任転嫁も無責任も間違いだと、私は考えますけれども。

田中議員は今のまでの説明を受けて、改めてこの責任転嫁と無責任だというふうにお考えですか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

ここで僕が無責任と言ってるのは、議長が、田中の除斥をみんなに諮ったことが無責任だと言ってるんですよ。

それと、さっきの二見さんもう1点、言われてるけども、追い出しルールのことですけれども。

これは、テレビもなんかそんな報道してまして、追い出しルールってね。

これは議員の懲罰ではないですよ、議員の懲罰の一つだと、さっきから何度もおっしゃるけど、申し合わせを決めることは、しかも特定の人間に対する出入りを禁止するんじゃないくて、議員全体に関わることですよ。

これ懲罰案件じゃないですよ。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

という、田中議員の主張は何いました。

また除斥規定の適用については、多数決で決まりましたので、田中議員の活動、責務が果たせず議員活動も侵害されました、強く抗議し謝罪を求めます、というご意向につきましても、手続きに従って、議員に諮った結論なので、抗議したり謝罪を求め

たりするのは、的外れ、筋違いではないかと思いますが、この点改めて聞きたいと思います。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

さっきも言ったように、議長は除斥を図るべきでないのに諮ったことは無責任だと言ってるんですよ。

で、結果的に、さっき言ったように、私の個人の懲罰でもない条例、全体の、つまり議員全体であり町民に関わる条例、条例じゃない申し合わせですよ。

これに対する審議に私が加われなかったことが、議員活動の侵害だと私が主張しておるんですよ。

○児玉 委員長

田中議員、私のほうからから申し上げます。

この一身上の事件で、なぜそうなったかという中に二見さんからちょっと言われてると思いますが、田中議員に対する政治倫理審査会がですね、勧告した措置の一つなんですよこれ。

そうなので、なので、一身上に関する事件というふうに、二見委員は言われてます。よろしいですよ。二見さん。

○二見 委員

はい、その通りです。

○児玉 委員長

だから、ちょっとそこはちょっと違うと思います。

はい、田中議員。

○田中 議員

そこは全く違いますね。

おかしいじゃないですか。原因は、そこの申し合わせを作るね。

きっかけとなったのはその、パワハラ問題だったんですよ。

でも、この申し合わせ自体は私に対する申し合わせ案件じゃないんですよ。

議員全体に関わるそういう申し合わせを作ろうという議題なんですよ。

○児玉 委員長

はい、そうです。全員です。

そうですよ。

○田中 議員

だから私の一身上に関わる問題じゃなくて、議員全員に関わる問題じゃないですか。

○児玉 委員長

関わる問題なんですけど、本件に関しては、田中さんが政治倫理審査会の勧告が出ると、措置に出ていると。

だから、田中議員に対して他の議員と違って、除斥を求められたというふうに理解している。それでよろしいですかね。

○二見 委員

はい、その通りだと思います。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

だからそれはおかしいじゃないかと僕は言ってるんですよ。

○児玉 委員長

なぜですか。

○田中 議員

何度も言ったじゃないですか。

○二見 委員

いや、もう分かりました。何遍も同じことを繰り返されてますのでもう結構です。

○田中 議員

いや結構ですって、今、児玉さんに聞かれたんですよ。

なんでですかって。

○児玉 委員長

ちょっと待ってください。

議事整理をしますので。

そういう理解でおりますということで、今、言いました。

それについて何かあるんだったら言ってください。

どうぞ、田中議員。

○田中 議員

はい。

もう1回よく読んでみますよ。措置。

審査会が必要と認める措置の勧告。三つあるんですね。

一つは、対象議員は公開の議場において陳謝。これは田中に対する、陳謝をしなさいという勧告ですね。

二つ目はですね、議長に対して、こういう申し合わせを規定しなさいっていう勧告なんですよ。議長は、議長または事務局長が必要と認めるときは、これこれ退去を要求することができ、当該議員はそれに従うよう、議会運営等に規定することと。

田中じゃなくて、議長に対して議員が、何かあったときは追い出せる権限を持つような規定を設けなさいと。

田中を追い出すことじゃないですよ。

3番目は、これまた田中以外の、条例とか、決議を行うと、議長に対して求めておるんですよ。

だから、審査会が措置を三つやったうちの一つは私に対する措置勧告、陳謝だけ  
ど、2番目と3番目に議長に対してこうしなさいという勧告。

議長が、一つは全協に諮る。一つは、本会議に諮る。

ほんで、本来議長が措置したことが、なぜか議運から出てきたのはさっきの事情で  
すね。

何度も言うけども、その申し合わせ自体は、きっかけはそうだったけども、田中に  
対する一身上に関わる案件ではないし、ましてや懲罰なんかじゃないですよ。

さっきから。あれちょっと訂正してもらわんといけんのじゃないですか。

懲罰議案なら自治法でやらなきゃいけんのじゃないんですか。

政治倫理条例は、懲罰なんて一切ありませんよ。

二見さんは先ほどから懲罰懲罰っていうけれども、懲罰の範疇に入ってるものじゃ  
ありませんよ。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

いずれにしても、先ほど委員長が説明された通りで、この三つのものは一体で。

直接的には田中議員がおっしゃるように、田中議員の言動がきっかけとなって、だ  
からこそ、田中議員に対する倫理審査会で、この運営に関する要綱の一部を改正する  
訓令というものができたわけです。

ですから、当然これは田中議員に関するものですから、除斥の対象になると、自分  
は関係ないというふうには、とても言えないと思うんですね。

以上です。

○児玉 委員長

はい。

他にございませんか。

はい、木田議員。

○木田 委員

3番の、陳謝文拒否の正当な理由のところ質問いたします。

四つ、田中議員が挙げられております。

まず一つは審査会はパワハラを立証していない。それはその通りです。立証するよ  
うにはなってないと思います。

二つ目が議事録もなく秘密会で審査過程が不明とありますが、秘密会は最後の1回  
だけで、それ以外では田中議員は傍聴をしておられます。

秘密会が採決で決まり手続きに瑕疵はないと思います。

秘密会などで議事録があるが当然公開はしないと。こういった場合、委員の自由な  
発言を担保するため、通常は秘密会になることがあると。審査委員の発言権を保障す  
る普通の手続きだが、最後1回の審査過程が不明だから、陳謝文の朗読を拒否したと  
いうことでよろしいですか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

よろしいです。理由の一つです。

○児玉 委員長

はい、木田委員。

○木田 委員

よろしいですね。

続いて、3番の有識者の意見聴取もない偏った審査会構成がおかしいというご意見でございます。

これは、条例の規定にないことというのはもう何回か、この話に出てると思うんですけど、条例の規定にないのを、今の段階でこれがおかしいという、ご理解でよろしいですか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

いや、条例の規定にないからおかしいとは言ってないですよ。

これ僕が、この陳謝文をね、読み上げない理由の一つに、有識者の意見聴取もないから、偏った委員会構成であったし、偏ったの意味はいろいろありますけども、これ、これ自体を咎めとるんじゃなくて、それが理由の一つとして、これは僕は陳謝文読み上げを納得できない理由だという一つに挙げてるわけですよ。

○児玉 委員長

はい、木田委員。

○木田 委員

条例の規定にないということは認められますよね。

○田中 議員

当たり前です。さっきから何回もやったじゃないですか。

○木田 委員

確認しているんですよ。

それで、4つ目です。陳謝文に事実誤認と過剰な表現というところがあります。

この陳謝文の事実誤認と過剰な表現とのことですが、陳謝する側と話し合っただけで陳謝文を作るわけではないですよ。そんなことしたら陳謝そのものが骨抜きになることをご存知ですよ。

○田中 議員

はい。

○木田 委員

知っておられるということですよ。

ご存知ということなら自分の気に入る陳謝文じゃなければ、田中議員は拒否をされるということですね。よろしいですか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

気に入るという表現はちょっとあれかもしれませんが、納得できる内容でないかどうかということです。

気に入るか、好きか嫌いかとはいちょっとまた違うかもしれない。

○児玉 委員長

はい、西委員。

○西 委員

田中さん、聞いてみるんですが、有識者有識者ってよく使われてますが、弁護士さんを指しているんでしょうか。弁護士さんにもね、いろいろなタイプがあって、例えば刑事に強い、民事に強いね。いろんな弁護士さんがいらっしゃいますけど、弁護士さんだって、結構間違いいろいろ犯してますけど、それじゃあ、勝った方の弁護士と負けたほうの弁護士というのは、そりゃいろんなことで勝ったり負けたりするんですが、両方とも弁護士なんですよ。

先ほどもちょっと質問しましたが、弁護士さんて、全部が正しいということでは私はないと思ってる。要するに、客から頼まれた依頼を全うするのが弁護士であって。

○児玉 委員長

西委員、すいません、有識者っていうのは誰を示してるかっていうことを聞かれましたか。

では、ちょっとそれ確認しますね。

はい、田中議員、お願いします。

○田中 議員

いや僕、弁護士だとは言ってません。

○児玉 委員長

西委員。

○西 委員

そんじゃ、誰を指して言うてるんですか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

いやその弁護士もその一員だと思いますよ。

僕はそれ、ここで言う有識者がね、それ、解釈としては、当然弁護士もあるだろうしあるいは、例えば大学の先生だとかね、あるいはこういう行政法にある程度詳しいだとかね。そういう専門家の人が、ある程度知識人ですよ。

そういう人で、町内にいる人がいいのかどうかですけどね。

そんなことが想定されるんじゃないんでしょうかね。

僕が選ぶわけじゃなくて、これは審査会が選ぶわけですけども、識見を有するものという表現からはですね、別に弁護士には限ってないと思います。

西さんも議員辞めたら含まれるかもしれない。

○児玉 委員長

西委員。

○西 委員

すいません、最後じゃあ一つ。

議員は、田中さんの考え方においては有識者とは考えられないということになるわけですね。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

この条文からいうところの有識者は、多分議員以外だと思われそうですよ。

この倫理条例に書いとる、識見を有する者の意見を聞くというのはね、多分。

いやまあ議員も含まれるかもしれんけど、この条文からだど、多分議員以外の今言ったね、弁護士だとか大学の先生だとかそういう知識人を想定してるんじゃないでしょうかね。

○児玉 委員長

西委員。

○西 委員

議員はですね、皆さんから選ばれて出てきたものばかりなんですよね。

それじゃ、ある程度知識をもってやってきておると思うんですが、私の方では。田中さんはそれを除外して考えられてるんですが、それだったら田中さんもその議員の一部ですよ。

識者ではないということですよ。あなたも。はっきり言って。

それが有識者を、と言われるのはおかしいんじゃないですかね。

○児玉 委員長

ちょっと質問がですね、西議員、筋から離れてる。有識者が誰かという話で。

その議員に含まれるかどうかちょっと別として、弁護士だけに限ったことじゃないですよ。

そういう話だったと思うんですけど、それ以上何か他に確認されたいことがありますか。

○西 委員

ありますよ。

田中議員は、議員であって、その人が有識者を求めるのはおかしいと。

言っとるんです。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

いや、西さんの質問よく分からないですけど。この倫理条例の第6条の4のですね、審査会は審査のため必要があると認めるときは審査対象議員、審査請求をしたもの、識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見もしくは事情聴取し、また報告を求めることができる。

これ素直に解釈すると、審査委員以外の議員も含まれるかもしれんけど、相当苦しいんじゃないんですかね。

むしろ識見を要する者にそれを含んだら、議員を含めるって、こうやってここに条文で書いてもいいと思うんだけども。

これは識見を有する者はあくまで議員以外ですね、まさに識見を有する人を呼んで意見を聞くことができるという、解釈ができるんじゃないでしょうかね。

僕がその対象になるかどうかというのは、多分、今回は当然対象議員なのでなりませんけども、僕が対象議員でないとき、この識見を有する者の1人だと言って出席を求められるかどうか。

解釈としては、いけんとは書いてないけども、素直に読むと、やっぱり外部の弁護士だとか、大学の先生だとかそういうのが素直な解釈じゃないでしょうかね。

で、そういうこの条文の解釈と、議員に識見があるかないかという問題は、全く別問題だと思います。

議員個別に、あんた知能テストするんかとかね、常識テストするんかとかね、あんた、教養も知識もないじゃんかとかね、そんなことは、ここでは全然問うてないんです。それはまた全然別問題ですよ。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

先ほど読み上げました政治倫理条例でね、今日もいろいろ論議になりましたけども、この規定は、対象議員、審査請求した者、識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見もしくは事情を聴取し、または報告を求めることができる規定なんですね。

できる規定っていうことは、求めなければならない規定ではなくて、求めてもいいけれども求めなくてもいいんですよ。この倫理条例で。

にも関わらず、田中議員は、第三者がいないと、この倫理委員会が、非常に欠陥があるかのように書かれているということに、事実誤認というか、事実誤認を広げようとしているのではないか、というふうに考えます。

それで、田中議員はこの文章で、事実確認がないと。録音データや第三者証言で大声などは確認されなかった、とこういう書き方されてるんですけど、この、あえてなどをね、録音データや第三者証言で大声は確認されなかったのは分かるんですけど、

この、など、というものの中に、田中議員はどういうものを込めているんでしょうか、お伺いします。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

例えば暴言のたぐいですよ。

おどりゃ、わりゃ、死ね、くそつたれとかね、そんな暴言とか、お前の母ちゃんでべそとかね、もうとんでもない。大声いうのは声の大きさですよ。

暴言いうのは、今言ったような常識外れの、ひどい暴言。あえて聞かれたので言えば、その声の大きさと、など、には暴言という意味も含まれると思います。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

前回の審査会の中では、録音が流されて、その中で、あなたの頭脳構造を疑う、ということは皆さん確認をして、田中議員も切り取って言えばそうです。あまり切り取ってないと私は思いますけれども、言ったということを認めたわけですけど、そのことについてはね、など、の中に含まれているのかなど、邪推かもしれませんけども。

それと審査委員がですね、答えようのない質問といった内容で、しつこく、事務局職員を迫及している録音がありましたし、田中議員がヒートアップしてという証言もあった。審査会ではね。田中議員は確認されなかったということをお書きになるわけですけども、審査会の審査と関係のない、田中議員の単なる感想だというふうに考えます。

以上です。

○児玉 委員長

はい、木田委員。

○木田 委員

すいません、3番のところちょっと聞き忘れておりましたので、改めてまた質問させていただきます。陳謝文のところです。

審査会がパワハラを立証していないとあるんですけど、政治倫理審査会がパワハラを立証しなければいけない理由を教えてください。

で、私は、これ田中議員の側も、そういう疑わしい行動してないということならば、それを立証する必要があったのではないかと考えております。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

パワハラを立証しなければならない理由述べよ、と僕に質問ですけども、立証しなければならないと僕は思いません。できなければ、それはできないでいいんじゃないですか。

だからできなかったと書いてあるわけですよ。

僕はパワハラを立証しなければならないとは言ってない。

結果として、パワハラを立証、立証という言葉はあれですけども、さっき言った事実確認をしてないと。

これは力山委員長自身もお認めになってるわけですけども、この個別具体的なパワハラを立証してないということを書いているわけで。

しなければならないとは僕は思いません。できなければできないでいいんじゃないかと。で結果的に、できてなかったということを書いているわけです。

○児玉 委員長

はい、木田委員。

○木田 委員

できてなかったんじゃないかと、してなかったんです。

それを田中さんがここに書かれてるんで、それを言うんだったら、自分が立証しちゃったらいんじゃないんですかという意見です。

○児玉 委員長

田中議員。

○田中 議員

いや僕は立証しません。

僕はしてないっていう主張なんだから、当然立証しません。

できない。

○児玉 委員長

はい、木田委員。

○木田 委員

僕は目の前に見てるんで、こういう話をしています。

多分皆さん見られてると思います。

それで、いろんな部分的には認められて、各論は認めても総論では認めないという、ちょっと分かりにくいあれなんですけど。

ここに田中議員の方から抗議・要望・意見ということで、大きな3の中にマルで四つ、出ておりますよね。さっき、議事録の話はしたか。はい、これでいいです。

○児玉 委員長

いいですか。

はい、二見委員。

○二見 委員

先ほど山口議員も言われたし、今、木田議員も言われたように、我々にとって35の項目っていうのは、事実認定で、それは書いたら書けないこともないですけど、言

ってみれば、私も35事例のうち7の場面に遭遇してますので、みんな見ているわけですよ。

だから、いちいち我々がその議員あるいは議会運営委員でもあった審査委員は、その事実かどうかということは、我々にとって自明のことだということですよ。

その自明の事実の上に立って、この報告書が書かれているということですので、35の事例について、いちいち一つずつ書いてないから、これは違うんだというのは、田中さんの意見としてはそうでしょうけども、我々としてはそう考えていないということであります。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

いや自明かどうかは、それはちゃんと立証せんと駄目ですよ。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

立証するってのはどういうことですか。

○児玉 委員長

田中議員。

○田中 議員

いついつどこでのこれがね。

さっき、二見さんは申請代表議員だったけども、最初の審査会で代表議員としていろんな資料をつけて、これパワハラっていうのはこういう3要件だという資料、さっきも言ったけども、つけて、しかも自分の通信なり何なりで、延々とパワハラだと、田中のパワハラだと、もう何度も通信で出したり、演説することなんかを。

○二見 委員

質問の内容と違うことをおっしゃられています。

○田中 議員

そういうふうに主張されてるわけですから、自明と言っても、きちんと出さないとこの審査会で。

○二見 委員

今のことと、自明の話は関係ないです。

委員長、注意してください。

○児玉 委員長

趣旨のところだけもう1回ちょっと説明してあげてください。

○二見 委員

いや、別にお答えいただかなくて結構です。

○児玉 委員長

はい。

分かりました。

はい、西委員。

○西 委員

テープの中にですね、事務局員に対して時間外にですね、職員の勤め時間以外にですね、とか、事務局員の分からん県議会議長会の話を生懸命聞いとるわけなんですよ、田中さん。

これね、事務局が、今、分からんことを、どうしてそうしつこく聞くんか、私らとしてはね、理解できないんですが、テープの中でありましたけど、もうそういう、分からんこといっぱい、時間外に残して聞く理由。僕らやったこともない。そういったこと職員時間が終わっとったら、ちょっと悪かったのと謝るし。

○児玉 委員長

西委員、すいません、今ね、別紙2の中なんですけど、これのどこになるんですか。

○西 委員

いや、パワハラ立証してないと、言われたからね、田中さんが。

○児玉 委員長

今のところは、前回の最初のところで話があったんじゃないですかね。

○西 委員

具体的に言ってくれと言われたんじゃないかなかったですか。二見さん、具体的に言うてくれ言って。

○二見 委員

それはもう結構です。

○児玉 委員長

はい。

よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○児玉 委員長

他にないということでございますので、別紙2、議長に提出された抗議・要請・意見について、終わります。

~~~~~○~~~~~

○児玉 委員長

休憩をとります。

再開は2時55分。休憩。

<午後2時44分 審査会 休憩>

<午後2時55分 審査会 再開>

○児玉 委員長

休憩中の審査会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○児玉 委員長

次に、同じく別紙3、議長に提出された3月定例会の議会運営に関する申し入れでありますが、聴取のほう、ございますか。

○児玉 委員長

はい、西山委員。

○西山 委員

西山です。

一番最初の文章の、3月6日の議会運営委員会で、職員に対する不当要求及びハラスメントを許さない決議、府中町議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例、陳謝文読み上げ、の3件が定例会最終日に議会運営委員会から提出され、一括議題の予定だと説明がありました、という文面に対することなんですけども、これらの3件が一括議題となること、非常に反対されておられましたが、これらはすべて政治倫理審査会が議長に求めた議案なので、提案理由が同一となる。

提案者となる議会運営委員会委員長が同じ提案理由を3回議場で朗読するよりは合理的で、1回で済ませようという意図だったんですが、何か反対する理由があったんでしょうか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

もちろん1議事1議題が原則ですよ。

で、これ見え見えだったのは、要するに、一括議題とすることで、僕を除斥するのにね、三つのうち二つは、さっきの追い出し条項の全協のときにも似た話なんですけども、直接、私が除斥対象となる議題は、これも陳謝文の読み上げだけなんですよ。純粹解釈すればね。

けども、また他の二つも一括議題とすることによって、全部を僕の除斥対象にしよう、というのが見え見えだったので、僕はそれはおかしいんじゃないかと、僕は反対したんですよ。それは賛成する議員もいたかもしれんけど。

今、西山さんの質問でいうと、なぜ反対したのかでいうと、一つは、1議事1議題が大原則だというのがまずあって、今回は、私をこの二つからも除斥するのが見えてたから、その二つの理由でこれ反対した。ただこの説明は、まあ、そういうことです。

○児玉 委員長

他にございますか。

はい、力山委員。

○力山 委員

上から5行目の真ん中ぐらいからなんですが、特に陳謝文読み上げは、議決事件ではなく、政倫審が議長に求めた措置であり、議運委が取り扱いを決めることはできません。しかも、議長はすでに実行したことを認めておられます。

この部分の意味が全く分らないのですけども、ちょっと説明をお願いいたします。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

僕、説明しますけど、その前に、意味が分らないのにこれが違反じゃ言ってですね、力山議員は、あ、ごめんなさい。力山さんは、申出人じゃなかったかすみません。ごめんなさい。分かりました。

意味は、これをちょっと変えますけども、ここの意味が分らなくて、これが、僕の名誉や品位を損なう表現の対象になつるとということを使う意味で質問されてるんですか。

○力山 委員

そうです。

○田中 議員

この文章が僕の品位や名誉を損なっている文章だと思われるから、質問してるんですか。

○児玉 委員長

はい、力山委員。

○力山 委員

品位と名誉を損なっているかじゃなかった。ごめんなさい。

意味はこれ、このまま読んだ時にちょっと意味が分からないんで、ちょっとしてもらえませんかということです。

しかも、議長はすでに実行したことを認められておりますということ、書いておきますので、この部分の意味が分からないということです。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

その下書いてあるんですけども、パラグラフで言うとその二つ下ぐらいかな、今まで議長とやりとりしてるんですよ。

この陳謝の読み上げが、議長の措置としてね、田中に行われたと。で、田中はそれを拒否したと。

先ほどの第1の文章や第2の文章の時でも議論がありましたけども、政治倫理条例の手続きとして、陳情文の読み上げしなさいという、議長の措置と、それを私がお断りしたこと。

これがすでに、事件としては、政治倫理条例上、終わつとるわけですよ。

だから、これが改めてね、再議、再議ということではありませんけども、一旦終わってる案件がなぜか、しかも、議長が諮問したわけでもないのに、議運で、提案の議決事件に、決議としてですね、取り上げたのはおかしいというのを、私が主張してるわけです。

具体的に議長とやりとりしたことは先ほども、何度も確認したことは、第2の、これじゃないか、説明しましたし、ここの下にもですね、二つ下のパラグラフにも、経緯は書いておるし、議長との発言の一部も最後に、やりとりとして載っている。

これがさっき、議決事件ではないし、議運が取り扱いを決めるべきではないということの説明です。

だから、この以下の下の方に書いてあることと合わせて読んでいただければ、僕の主張が分かるかと思います。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

文章にいろいろ書かれているんですけども、すでに実行したというのは、田中議員が、主語は田中議員なんでしょうけど、何を実行したんですか。

○田中 議員

どこの主語。議長はって書いてありますよ。

○二見 委員

いや、議長はすでに実行したことを認められてますっていう。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

この6行目のところね。

しかも、議長はすでに。だから、さっきも言ったように政治倫理条例上の8条と9条、特に9条、議長が措置をしたというその措置ですね、議長の措置はすでに行われたと。

これについては議長と何度も、確認していますよと。

だから何を実行したかと言われると、政治倫理条例9条に基づく議長の措置です。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

審査結果の中でですね、報告書の2ページ目ですよ。

1、対象議員は公開の議場の議場において、審査会が定める陳謝文を読み上げること、というのが、本審査会が必要と認めた措置ですから、今の田中議員の説明は違うわけですよ。

だから、議長に対して私はしませんと。言ったに過ぎないわけで、議長はそれを認めるわけがないですよ。

どのように、そのように田中議員は解釈したのかもしれませんが、審査会が求めているのはね、繰り返しになりますけど、対象議員は公開の議場において、審査会が定める陳謝文を読み上げることで、すでに実行したことで何でもないと考えますが、実行されたんですか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

公開の議場において、陳謝文を読み上げることを、議長に、これその上に書いてある、次のように講じることを勧告する。

公開の議場で読み上げることを、議長に求めるのがその措置なんですよ。

これが政治倫理条例の第9条に基づく議長の措置、それを議長が措置として、田中に申し渡したと。

つまり勧告は2段階なんですよね。

政倫審が勧告を出す。

その勧告に基づいて第9条で、議長が私に措置をすると。

その第2段階の9条に基づく措置が、すでに行われて実行したということ言ってるわけです。

それは今の文章の、さっきの僕の、抗議文、じゃない、申し入れ文の下のところにも、やりとりが書いてありますように。

僕はだからおかしいと思ったんですよ。

なんで、議長にね、勧告が出た後ね、措置はどうするんですかと何度も問いただしてるんですよ。

議長はいや、それはもうやったんだと。あなたに通告したことをもってそれが議長の措置なんだという説明を何度もして、僕は8条と9条があるでしょ、9条です。

それでもう終わってるんですよ、いうのを何回かやりとりした、そのうちの一つがその一番下に書いてある議長との面談用紙に、2月20日議長室、だから、陳謝文を読み上げることはしてないけども、陳謝文を読み上げろという申し渡しを田中にしろという措置はされたんですよ。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

ということはですね、なかなかこの議長とのやりとりも読んで意味がよく分からないんですけども、今の田中議員の説明によりますと、我々は、審査会は、こういう措置を議長に求めて、議長は、その措置を守らなかった。田中議員がね、私は読みませんって言ったらそれでいいですよと。

これでもう終わったんですよというふうに、我々の勧告を議長が無視をして、田中議員の言うことを聞いたと、そういう理解でよろしいですか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

違いますよ。

議長は措置をすることを、求められて措置をしたんだから、ちゃんと勧告を守って措置したんですよ。

その勧告内容をお答えしたの僕の方ですから、議長はちゃんと措置という、9条に基づく議長の措置を私にしたんです。議長が勧告を守ってないわけじゃないです。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

なんか水掛け論にこれ以上やるとなりますけども、確認ですけど、我々が求めている勧告は、対象議員は公開の議場において審査会が定める陳謝文を読み上げる、なんですね。議長は、私の理解では、ここから1ミリも引いてないと思うんですけども、田中議員は、私が拒否して、言ったということをもって、これは終わりと。

というのは、ちょっと理解しがたい解釈だというふうに私は考えます。

以上です。

○児玉 委員長

答弁いいですね。

○二見 委員

もうご主張は何いました。

○児玉 委員長

はい。

私の方からちょっと補足させていただきます。

陳謝文の読み上げにつきましては、政治倫理審査条例の9条第5号、その他議長が必要と認める措置として、審査会が、議長に求めたものです。これは間違いないです。この時にですね、審査会が議長に求めた措置は、3つありまして、陳謝文の読み上げ、それから議会運営等要綱の一部改正、不当要求ハラスメントの根絶決議、この3つ。

あと、あと職員に対するハラスメントの防止条例の制定と多岐にわたってありました。4つありました。

このため審査会の終了後にですね、議会運営委員会を開いて、これら議長に求める措置を実施する際の方法について検討しました。

それで決定に必要な手続きを踏み、議決が必要なものは議決を得るというふうに決めました。

陳謝文の読み上げも、懲罰規定による措置を準用しましたので、同様に決定につきましても、会議規則を準用して、議会の意思決定を行いました。

その結果ですね、決議の形で議決を得るということに決定しています。

要は本会議場で、一括議題となりまして、この辺がすべて議決として決められたということでございます。

はい。

他にございませんか。

○児玉 委員長

はい、どうぞ。田中議員。

○田中 議員

だから僕はそれがおかしいと言ってるわけです。

議長の諮問でもないのにね。

その、その説明がこれです、この文章です。

○児玉 委員長

そうなんですネ。

ちょっとすいません、今、議長のどう言われましたか。もう1回。

○田中 議員

議長の措置がね、議長が諮問したわけでもないのに、その議運、議運が開かれたこと自体、僕は全然知らなかったんですけどね、後になって知りましたがね、議運がその議題を、議員提出の議題とするというのはおかしい、というのが僕の主張なんですよ、ここに書いてあると。

だから措置は終わったはずなのに、それを議運が議題にして、議員提出するのはおかしいというのがこの。

○児玉 委員長

だから、措置は、さっきも二見委員も言われましたけど、措置は終わってなくて。ここの措置で言いますと、陳謝文については、さっきも何度も繰り返しになってあれなんですけども、公開の議場における陳謝ということですから、そこで行われなかったら措置にならないんですよ、まだ。

そのために、議会運営委員会で、なぜそういうのを開いたかという、それを議題にするために、議会運営委員会でそれを決定して、そのものを本会議に展開していたということでございます。

はい、田中議員。

○田中 議員

だから、僕はそれがおかしい、と言ってここで主張しておるんです。

○児玉 委員長

何がおかしいか、ちょっと具体的にお願いします。

○田中 議員

さっきも議論があったけども、8条による勧告があって、次に9条による議長の措置があるわけですよ、二段階ですよ。

で、よその政倫審の例なんかでも、ネットで調べたが、さっきも言ったけども勧告があって、同時に議長が措置として議員に申し渡すという例が、あるわけですよ。

僕は、当然セットだと思ってたから、2月14日にもそう議長と話したし、2月20日にもこうやって話して、議長の説明では、そういう措置が終わってないじゃなくて、措置をあなたに通告したことをもって措置で、それで終わりだと言うやりとりがあった、というのをここで説明しております。

○児玉 委員長

そういつて書かれていますけど、我々の理解は違います。

○田中 議員

だからその理解が違います。議長と私の理解と、他の方の理解が違いますねというのをここに書いてあるんです。

だから、僕が書いてあることをそれは否定されるのは、もちろん結構です。違う考え方でいいんだけど、ここで書いてあるのは、議長と私のやりとりがこうだったし、そうだったよっていうのを書いてあるんですね。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

ちょっと聞きたいんですけど。

だから、田中議員としては、田中議員と議長の認識を一致していて、我々がそれと違う認識をしているというふうに理解されているんですか。

○児玉 委員長

田中委員。

○田中 議員

そういうことです。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

直接議長にも聞きましたけど、田中議員の言ってることは理解できません、というふうに、本人はおっしゃってましたけどね。

田中議員は、自分としてはそういうふうに理解したという。説明はっていうか、そのやりとりも何回、こんやく問答みたいでよう分からんのですけど、議長は、やはり我々の勧告どおりを実行しようとしていたというふうに理解をしています。

以上です。反論は要りません。

○田中 議員

いや、反論じゃない。

○二見 委員

説明は先ほど聞きました。

○田中 議員

いや反論じゃないですが。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

だから、そういう認識の違いがあったことをここに書いてあるんです。

これが私の品位とね、名誉を汚す表現なのかどうかを説明していただかんと、僕にとっては理解できない。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

はい、そう言われたんで。

だから、我々と議長の認識は僕は一致してると。

田中議員が特殊な、それとは違った認識をしてるっていうふうに考えてるんですけど。どうしても田中議員は議長の認識は一致していて我々がそれと。今の言い方もそうだったんですけど。それは僕はね、事実ではないというふうに思いますので、改めてね、再度、主張を言っておきたいと思います。

○児玉 委員長

私のほうからも補足させていただきますけども、先ほどから言いましたように、今回の措置というのは、公開の議場において陳謝文を読み上げるというのが、政倫審の結論であり、それが措置であると。

そこで読み上げられた段階で初めてこの措置が適用されたことになるという理解しております。

そのために、議運の中で議題にさせていただいています。

その旨を本会議の中で皆さんにお諮りして、一括議題として、今回、その三つを措置するということになりました。

冒頭にも私申し上げましたけども、対象議員は、誠実かつ、真摯にですね、それらの事情を説明しなければならないという観点から、議員としていかななものでしょうかというのが、今回の流れになるのではないかというふうに思います。

そういうことですよ、二見さん。

○二見 委員

はい。

○児玉 委員長

はい、他に。

○田中 議員

今の委員長の発言で、いいですか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

措置についての考え方だけど、読み上げられて初めて措置が行われたとしているとおっしゃった。

つまり、私が読み上げない限り議長は、第9条の措置を行ってないということになるんじゃないですか。

○児玉 委員長

そうじゃないです。

あなたが拒否をされた、という理解だけです。

○田中 議員

読み上げられて初めて措置が行われたと言って、あなたは言わなかったですか。

○児玉 委員長

そうですよ。

○田中 議員

だから読み上げなかったら議長の措置は、初めて行われてないようなことになります。

○児玉 委員長

いえ、議長はその旨を皆さんにその措置をお諮りしてですね、それに決定しましたので、その措置がですね、完了したかどうかというのは、そこで読み上げられたら完了だと思いますけども、読み上げられなかったというのは、その措置が完了していないというふうに解釈してます。

○児玉 委員長

はい、二見委員。どうぞ。

○二見 委員

措置は、公開の議場において陳謝文を読み上げる、ということになってるわけですから、公開の議場で、この陳謝文を読み上げる。

議題にして、するっていうことが必要で、最終的には読み上げなかった。

読まなかったわけですから、この議題は流れたわけですけど、だけど、議長としては、そこまでやる義務があるという、勧告を誠実に受けとめるのならね。議題にする努力もせず、議運に諮ることもなくね、田中議員が読みませんって言ったんで、はいじゃあそうですかと言って、ネグってしまうというのは、措置を実行しようとしたということにはならないということで、結果は一緒かもしれないですけど、どっちにする読まないんだからね。

ですけれども、議長の責務としては、それは、二つは全然違うということでありませぬ。

○児玉 委員長

はい。

他にございませんか。

田中議員。

○田中 議員

議長は、僕が読み上げなかったことで議長が責務を果たしてないわけじゃないですよ、当然。

議長は、僕に通告措置をしたと通告したと。

公開の議場で読み上げなさいという通告を公開の場ですか、個別にするかはあっても、実際に僕に通告した。

これによって、議長は、措置をされとるわけですよ。

だからネットでさっきも言ったように、よその町では、議長室で、対象議員に対して、勧告を受けたので、この措置をします、と言ってその措置の文章を渡すという例もあるわけですよ。

だから、陳謝文。

○児玉 委員長

簡潔に言ってください。

かぶりますんで。

○田中 議員

同じことの繰り返しをおっしゃるから、私も同じこと繰り返す。議長はネグったわけじゃあない。

○児玉 委員長

同じことだったら、結構です。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

同じことを繰り返されるんでそれについて、繰り返さざるを得ないんですが。

だから、違うんですよ。

僕が先ほど発言したのは、公開の場でっていうことの、に対してね、そこに向かってちゃんと議長として手順を踏むかっていう、ここが問題なんだって言うてるのに、田中議員は全然違うことを。

自分の前の主張を繰り返したただけなんですよ。

そこに最大の、公開の議場の場で、田中議員に発言を求めるかどうかです。

そういうルートにね、道筋に載せるかどうかで、議長は載せたわけですよ。

そこをだから、議長がちゃんと誠実に我々の勧告を受けとめたわけで、その議場で。ネグって分かりましたよっていうのとは全然違います。

以上です。

○児玉 委員長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○児玉 委員長

他にないようでございますので、この度の田中議員の説明に関して、特に質問がある方、ありましたら挙手をお願いします。

はい、木田委員。

○木田 委員

すいません、質問じゃないんですけど、冒頭に代表者の私に対してですね、虚偽の記載とか、嘘、間違ってるとか、結構なことを言われております。

その考えは、今もそうでよろしいですか。もし変わって、言い過ぎたいうんであったら謝って欲しいし。ということです。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

僕は、木田議員が、請求代表者が、口頭で説明した3つの誤りという言い方をしました。

3点ほどね、それに対する、誤りじゃないという釈明がないんで、僕としては、説明したままなんですけども、つまり、もう1回言うと、議会の議決を無視しながらというけど、無視してないから出したんだよと。だから無視しながらという表現は、間違ってるんじゃないですか。

しかも、期日がタイムマシンのように、逆転してるんじゃないんですけど、事実誤認があるんじゃないですか、というのが第1点。

それから第2点は、措置から逃れようとするとかって。拒否する、拒否をしたけど逃れてはないから、受けとめてるから、こうやって反論文書出してるんですよって言うのが第2点。

それで、第3点は、法令根拠を示してないいうけど、ちゃんと示してるでしょって言って、さっきも示してる話があったよね。

行政実例のことは、解釈僕ちょっと違うかもしれんけども、その自治法の103条と137条をちゃんと示してあるんですね。

だから法令根拠を示してないと言われてるけど、ちゃんと示してるんじゃないかと。だから、この3点はやっぱり、事実の誤りであって、回答がないままだと思うんですけど、どうなんですかね。

はい。

○木田 委員

無視の部分は、要するにその勧告に従わずに、政倫審が出した、陳謝文とか読め上げられてないことを言ってるんです。

陳謝文を読み上げたりされてないですよ。

議会として決まったことね。そのことを言ってるんで。

○田中 議員

今の三つの誤りのうち、どれ。

○木田 委員

どれがこれの説明もしましたよね。

この出しとる文章のことと、そのことと、その他出しとる部分のことで、このたびの、請求責任者になっております、っていう説明は何回も聞かれたんで、させてもらったと思うんですけど。

議場での陳謝をしてない、我々の結論は、陳謝して、その他もろもろ四つですかね。それを議長に、答申して、その通りになってないわけですから、そのことを言っている。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

そうなんですか。

いや、さっき出された、冒頭虚偽の記載と言われたのは、直す気はないですかって私に聞いたんですよね。

僕が言った虚偽の記載のさっき言った3点ですよ。

陳謝のことじゃなくって、このような文書出すのは、その議決を無視してない勧告を無視してないから、応じてるから、こういう文書出してるんですよ。

しかもタイムマシンのようにタイミングがずれてますよ、事実無根でしょ、というのが第1点。

第2点は、逃れようとしたと。逃れてないですよちゃんと受けて、だからこうやって文書出してるのが第2点。

第3点は、さっきの法令根拠を示してないよと言われるけど、示しているよというのが3点。

木田さんの問いには、その虚偽の記載と言われたのが変わらないから、その虚偽の記載のこの3点については、疑問は解けてないですよと言ったんで、その陳謝してないことに対しての、云々というのはまた別の問題なわけですよ。

○児玉 委員長

はい、木田委員。

○木田 委員

いや、違います。

何回か説明させてもらったと思いますけど、ここに書いてある文章も含めて、そのことですよって言ったと思うんですけど。

要するに、政倫審が決めて、議長に答申して、議場で行われたことを、要するに無視されたと。

○田中 議員

無視じゃないって。

○木田 委員

行わなかったと。

議会軽視じゃないんかということを上げたいつもりです。

○児玉 委員長

すみませんちょっと、区切ってください。

○児玉 委員長

はい、木田委員。

○木田 委員

ちょっとびっくりしたんですけど、虚偽の記載とか、嘘、間違ってる、結構いろんなことを言われちゃったんで、やっていくうちに分かってくださいと思って、こういう問いをさせてもらってるんですけど、平行線になるんでしょうから、時間もあれですし、結構です。

○児玉 委員長

はい、西委員。

○西 委員

基本的にね、田中議員はこの2番の決議に至る手続きの不備とか書いてますけど、黒マルの2番。

決議に至る手続きの不備って書かれて、この田中さんが出されてる文章。4月25日付けです。

私は、不備はですね、審査会として、多くの議員がですね、会で決めたことを、あなたが議長に対してこう申し入れたとか、議長は内容を確認した上で、事務局長と相談して、明日に答えるとか約束したとか、言われてますが、田中さんは議員1人として話をされたんであって、我々は、会として、決めたことなんですよね。

それを常に議長に議長に、ということをつつもなんか書かれてますけど、議長は何の権限もないと思うんですよね、会として決めたことを。

倫理審査委員会として決めたことを、議長はそれを止める権限は、どこの法律にもないし、実際、それ議長に申し入れたとして、あなた1人で個人的に申し入れて、何の根拠があって申し入れたのか、その結果で何を得られたのか。

いつも議長に、議長に、って常に出てきますけど、個人的にあなた議長に言われて、議長に個人的に何か言うたら、それ通るんかい言うたら、私は通らんと考えてますけど。現実論として、議員1人が。

要するに、議長には何も決める資格はないし、今のところこの審査会で決めたものに対して、本会議でもこれ読むようにということと言われてますよね。

田中さんが言われたことは、全然、議長に対して何も通ってないですよね。

それを議長に議長に申し入れたと3月7日付でと。

要するに、議員の会として通したものを議長はそれを反対すべき理由は何もないわけですね。

これ議長に申し入れたということが書いてありますよね。

ところがね、もう手法として、議員として間違えてる手法がかなり多いんじゃないかと私は思ってます。

常識ある議員なら、もっと議長じゃなしに委員会に対して、これちょっとどうなのやとかですね、決めたのは政治倫理委員会が決めたことであって、議長に振る理由は何もないと思いますよね。

そらで何か思うことがあれば言ってください。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

まず議長に何の権限もないという言われ方をさっきからされるけど、僕それは間違いだと思いますね。

さっき言ったように、議長に議事整理権があるし、議案の提出をね、あれは何権というか、議事整理権の一つだろうと思うけど、議案で取り上げるかどうかの権限もあるんですよ。

で、議員追い出しルールで言えばそれは、いわゆる事務統理権というかね、これ議会にも関わる。

だから、今回のやった措置は、最終責任は議長に降りかかってくるわけだし、提案し直すとかね、あるいは修正を求めると、それはどうしても議長あてにするのが一番効果的ですよ。

で、まあそれを間違ってると言われるならだけでも、封建社会じゃないんだから、議員が議員の代表である議長にね、これは間違ってますよ、私の意見はこうですよ、こうした方がいいんじゃないですか、これ様々提案するのは、議員として当然の、間違っていないと思う、正しい私の意見表明だと思います。

議員っていうのはですね、議論する場ですね、議会はね。

で、だから、2点言えば、西さんのおっしゃる、議長は何の権限もない、いうようなのは僕間違いだと思うし、議長にいろいろ申し入れるのは、当然の行為だと思います。間違っていないです。

これ今、議長がこの文章めぐって、何度か直接議長ともやりとりしてますよね。

それはここにも書いてある通りですからね。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

西委員の何にもない、という言い方はちょっとね、正確でないと思いますけれども、西委員の言われたかったことは、この政倫審で我々が決めたことに対して、この議長が、これはやろうとかやめようとか、こういう形に変えようとかっていうことをする権限はないと、そういう意味というふうに思いますので、それはまさしくそうで。

それは今までも主張しましたように、我々の決めたことをね、誠実に実行するのが議長の役割であり、事実そうされたというふうに考えます。

それで引き続きですけれども、今回出された文書ですけども、この、何が品位と名誉を損なうのかという三つ目の黒丸ですね。

それで審査請求は、議会の決定に従わないことが規定違反などとしているが、そんな規定はないと書かれております。

審査申し出は、議会の決定に対し、議決機関の構成員である議員が従わないことを、条例第3条第1号の規定、何遍も出ていますけども町民全体の代表者としてというね、それに反してる行動と言うべきというふうに指摘をしました。

また田中議員は、当該拒否に先立って、議員以外の者に対して、議長に対して、今日検討してきましたけれども、3種の文書を配布し、提出をしています。

このことが、今回審査請求の内容であり、実際に今日この場でみんなで検討したわけでありませぬ。

この陳謝文朗読の拒否に際しては、審査会の決定の翌日の日付で、田中議員は、すでにこれまでの指摘したような、事実に反すると言われてもしょうがない内容を記載した文書、モノ言う議員は、というですね、これを配布しています。

また、措置を勧告した議長に対して、勧告には応じられないとする文書を提出し、その理由は正当だと、このようにお書きになっているわけですけども、その内容の根拠を聞かれても、あまりよく分からない。

別の文章でも、正当な理由がある、正当な理由がある、と書かれているけども、内容は一緒ですので、これ以上触れませぬけれども。

正当だと主張することと、正当性を証明するということは、おのずと別の問題だということですよ。

審査会が審査すべき内容、そうでない内容、すべて条例の規定に沿って、審査会は運営されてきました。

条例の規定を変更して運営することは、法の秩序のもとではしていけないことだからであります。

第三者の者が委員会にいない、とかいうことでありますね。

議長には、その他、要綱改正の決定に対し、議長の権限にない撤回廃止を求め、除斥に関しては、無責任と糾弾し、抗議し、謝罪を求めています。

しかし、どこに謝るべき罪があるのか、田中議員の説明は、我々を納得させるものではありません。

その納得できないような、田中議員は、十分な説明ができない根拠を正当と表現し、議会の議決に従わないという判断をされました。

その主張のどこに正義があるのか分かりませぬ。

議員の意思背き、事実にも反する内容の陳謝文を朗読することは、議員の良心に戻る。かえって品位と名誉を損なう、とのご主張ですけれども、事実に反する内容であることを田中議員は証明する必要があります。

審査会に対する説得すらしていません。

議員の方が、議会事務局より地位が低いから、頭脳構造を疑うと発言しようが、粘り強く何時間も職員を拘束しようが、パワハラにならないなどという、田中議員の主張で、審査会委員が納得すると、本気で考えているんでしょうか。

決議の内容に法的拘束力はない。

この部分は、田中議員の主張の中心のようですよ。

ただし、その元である政倫審の結論は、強制力のない任意の勧告（議長措置）として朗読を求めた、議長の判断に委ねるのが条例の趣旨である、という部分には、これは、我々の見解とは全く異なるものであります。そのことも、すでに述べました。

条例の規定では、警告を発すること、勧告することとなっており、いずれも、強制力はありません。

それは、田中議員の主張される通りであります。

強制力はないんです。私もそのように書いております。

しかし、議員は選挙によって住民から選ばれた選良、よいものが選ばれると書いて選良といいますけども、選良というふうに言われており、条例に強制力がないからといって、だから守らなくていいということではないと思うんです。

審査結果の措置を規定する条例第9条では、議長は、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対し、議会の品位と名誉を守り、町民の信頼を回復するため、措置を講ずるものとする規定しています。

審査の対象議員の判断に委ねるなどとは書いてありません。

条例は、この措置を講ずる目的は、議会の品位と名誉を守り、町民の信頼を回復させるためと規定しており、議会をこの措置について行くと、意思決定しています。

田中議員は、ご自分の判断で、この条例の規定を無視したことになると思います。

議会は議決機関です。決めるところです。

議案の可否を決めること。議会には、そこに根本的な存在意義があります。議決機関の一員として、そのことをどうお考えでしょうか。

決議の議決に法的拘束力はない。それは事実でしょうが、それを声高に主張する、そのことは、少なくとも政治倫理条例の議会の品位と名誉を保つ規定には従っていない。それどころか、条例の規定と正反対の、議会の決定に従わないことが、議会の品位と名誉を守ると主張されている。

そのような議員を、町民は信用するとお考えでしょうか。

そのような行動は、議会の品位と名誉を損なうかもしれないというお考えはなかったのかをお答えください。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

最後のとこの質問ですね。

僕は、二見さんのちょっと表現をきちっとあれしますけども、全く、同意しません。

私が良心に従って、そして事実と、あるいは、いろんなやりとり含めてですけども、起こした行動について、咎められてそれを無理やり従えと強制することの方がですね、何度も言ってますけども、根拠が弱い中で、無理やり議員を追及する、批判する、あるいは、いじめるといいましようかね。

それに従うことの方が、私にとっては、当然倫理と品位に反することです。

それから町民の信用というのはなかなか難しいと思いますよ。

どちらが何が真実か。どういうルールでどう何が行われているのか。

信用が得られると思いますか、言うけど、私は自分の行動は、信用が得られると思ってるから、こういうことをやってるんですよ。

いや、やってるといふか、非難されてるからそれに応じてるわけですからね。

いろんなことを追求されて、審査請求されて、質問されて、それに対して全部誠実に答えて、あるいは反論してやってきてますよ。

私は別に何ら恥じることは自分にはありませんし、殊更、特に二見議員の今の強制力がないから守らないでいいとはならない、とかですね。

殊更に私が何か、議会の秩序を乱してるようなことをですね、追求されてますけども、それは全く逆ですよ。

殊更にいろんなことを押しつけようとしてると。根拠が非常に弱いと。

あるいは、議長に対していろんな議論する意見をすると。それは民主主義にとって非常に大事なことなんですよ。

異論を出す、それに対してやりとりがある。それは当然のことじゃないでしょうかね。

決定に従わない。強制力がなくて、その従わない方が真実ということはそれは当然あることですからね。

それをもって、非難されても困るわけですよ。

そもそも、何度も言いますが、これ議長に文書を出したり、何度も言っていないか。あるいは町民に対して、最初の、ミニ通信を出すのは、政倫審の結論がわっと広がるからですよ。それ私はやっぱり当然説明責任があるから、町民に対して説明せにゃいけないし、あるいは議長の行われている行為が、私にとっては非常に問題があるから意見を出してるわけですからね。

これを何か秩序を乱すだとか、というとらえ方をされるのは、僕はやっぱり民主主義としておかしいと思いますね。

やっぱ、大いにこういう議論をすることの方が、これ非常に議会の民主主義にとっていいことじゃないですか。反対意見があって、それは決して秩序に従わないとか何か、ルールを破ってるとかいうんじゃなくて、お互いで議論し合って、発展させていくのが、これ議会じゃないんでしょうかね。

特に表現の自由は、それは、いろんな表現みんなするんですよ。

間違いもあったり、そうでないこともある。

二見さんなんか、特にいろんな表現をあちこちでされてる。

審査委員として、あるまじき表現も僕はしてると思いますけども、それはそれでいいんじゃないですか。

それを非難されることもある。そうでないこともある。

政倫審というね、この場に持ち上げるかどうかはまた別問題ですからね。

そういう時はやっぱりきちっと議論しようじゃないですかね。

ちょっと抽象的な議論になりますけども、私はそれは、政治倫理審査会というのは、やっぱり議論。本当ならここで議論する場じゃないかもしれないけどもね。

何か秩序があって、それに盾突いてるとかいうんじゃないかと、やっぱり対立点は、しっかり議論していくということじゃないでしょうかね。

品位と名誉っていうのは非常に難しい問題だと思いますが、漠然としてるからね。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

はい。

田中議員は民主主義一般、あるいは表現の自由一般に広げて、自分の言動を正当化されてるわけですけど、我々が問題にしてるのは、意見や主張の違いじゃないんですよね。

それはいろんな意見があったり、それは言論の自由で、戦わせたらええんですよ。

だけど田中議員がこれまでやってきたことは、その論議、我々は議会の中でルールを守って論議をしているんだけど、それを議長に圧力をかけるとか、議会事務局を長時間にわたって脅すとか、そういう形で、自分の主張を通そうとしている。そのことを我々は目撃をし、そのことを問題にしてきたわけで、言論の自由を否定しているわけでも、表現の自由を否定しているわけでも、民主主義を否定しているわけでもないんです。

で、とりわけ主張においては今日、皆さんでですね、問いただしたように、事実でないことを事実であるかのように、あるいは事実であるように読者が読むように、このような表現をしている。

それは言葉の問題だというふうに言ってるのける。だからこれは僕はやっぱりね、先ほど言いましたけど、新聞記者、ジャーナリストとしては、正確に読み間違えることのない文章を書く。そういうことを、田中議員はきっと記者時代されてきたと思うんですよね。

けども、意図的というふうに思わざるをえないような、誤解を受けるような表現で、そのことについても今までずっと、指摘をしてきました。

そういうことは、やっぱり健全な民主主義、虚偽に基づく論議では、前向きな論議できないわけですよ。

事実に基づいて、事実と道理に基づく論議だけが、民主主義を発展し、言論の自由を前に進める。フェイクじゃ駄目なんです。偽物では。

そこを我々はずっと今日も前回の審査会でも、田中議員の言ってることは事実と違うんじゃないんですかということ、我々は追及してきた、検討してきたということがあります。

ですから、今日も長い時間にわたって我々論議をしてきましたが、この論議の上に、政倫審がどう判断するのか、というのは我々政倫審の委員にかかっているということだと考えます。

○児玉 委員長

はい。

他にございませんか。

はい、田中議員。

○田中 議員

いや今の二見さんの基本姿勢はそっくりそれを私もお返ししたいと思いますね。

今日やってるのは、この私の文書に対して。出した文書ね。

この表現についての議論なわけですからね、しっかりそりゃ見ていただきたいと思  
いますし、新聞記者としてどうだったとか言われますけども、それは分かりやすい文  
章、私は書いてきたつもりですが、読み手が曲解するかどうかはまた別問題ですから  
ね。

どんな文章であってもほじくり返して、ねじ曲げて解釈することはできますよ。

素直に読むか、趣旨をちゃんと理解するか。

そういうことじゃないでしょうかね。

○二見 委員

そっくりそのままそっくりそのままお返しして私の発言を終わります。

○児玉 委員長

はい。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○児玉 委員長

はい。

なければ次にこれは、審査請求書にあります、令和6年3月18日、3月定例会  
会期の最終日に、議決を得たうえで対象議員に対し、審査会が定める陳謝文を読み上  
げるよう求めましたが、対象議員はこれを拒否しました、につきまして、これは当該  
行動に関するものと思いますが、これまでの報告の中で、重複しないような内容で質  
問があればお受けいたします。

ありませんか。

山口委員。

○山口 委員

ちょっと今更聞く質問じゃないかと思うんですが、今日初めて出てきたことなん  
で、ちょっと確認させていただきたいんですが。

筋を通したっていう表現、田中さんされてるんですが、例えば、頭脳構造を疑うだ  
とか、という相手が傷つく言葉を選んだり、例えば長時間にわたってねちねち聞いた  
り、強い言葉で恫喝ととられるような口調で話されたことがあるってのは、すべて田  
中さんが認められたことなんですが、これって、ひょっとして田中さんにとっては筋  
を通すための手法ですか。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

いや筋を通すというのは、さっき言ったように、いろんな改革だとかね、改善とか提案とかね、それを筋を通すことですが、今の別、なんかちょっと全然別問題なような。

○児玉 委員長

はい、山口委員。

○山口 委員

ですから、それが、駄目だって言われたときに、諦めないための交渉の仕方。交渉するときに取る手法ですかっというのを聞いてます。

○児玉 委員長

田中議員。

○田中 議員

よく分かりませんが、僕の議論としてのテクニカルな何か手法を持ってるかどうかっということですか。

それはよく分かん。

前、事務局員は何か洗脳の手法だって僕のことを言いましたね。時には笑い、時には叱りみたいなの。

洗脳の手法だと言われたが、僕そんな洗脳の手法なんかレクチャー受けてたり、身につけてることはありません。

○児玉 委員長

はい、山口委員。

○山口 委員

いや、だから、僕は頭脳構造を疑うとか、強い口調でとか、長時間拘束するとかっということ、ハラスメントだと受けとめたんですけど、これ田中さんにとっては、自分の筋を通すための手法なのかなと思って、今日の話聞いたんですけど。

○田中 議員

よく分かんただけど、例えば何か意見を通す時に、時には強引なことをやって、嫌がらせまでやるかどうかっということですか。

いや、別にそんなことを意識してませんよ。

なるべく穏やかにやってますし、洗脳の手法みたいなのも僕はよく分かりません。

何か意図的にね、意地悪して何かやっちゃろうとか、声を大きくしてね、もうすごい演説調にガンガンやっちゃろうとかね。

それは、別に何か意識して身につけてるわけじゃないですよ。

何かよく分からないけど、質問の趣旨が。

○児玉 委員長

はい、山口委員。

○山口 委員

じゃあ長年にわたり無意識にそういうやり方が身についたんだとしか思えないんで、これでいいです。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

私の思考回路なりね、頭脳構造なりがね、そう見てとられるなら、私の頭脳構造がそうなんでしょう。

それは山口議員がそう見ておられるなら、そうかもしれませんけどもね。

○児玉 委員長

はい。

他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○児玉 委員長

なければ次に、この度の田中議員の説明に関して特に質問がある方、ありませんか。

はい、西委員。重複しないようにしてください。

○西 委員

ちょっとこれ僕の意見としてなんですけど、さっきの山口議員が言いよったことで、事務局を残して怒ったりとか、いろいろされてるんですが、それについての反省の弁が一つもなく、自分がやったのが正しいんで正しいんだと言ったり、例えば、先ほど私が言った議長会の話にしても、訳の分からんことを事務局に聞いて、事務局の分からんことを言え、って言われてますよね。

これが田中さんの手法だとしたら私は大問題だと思ってますけど。

一応これ最後私の意見です。

○児玉 委員長

それは意見ですか。

○西 委員

はい。

○児玉 委員長

はい、二見委員。

○二見 委員

別紙1、下から2段落目の2行目ですね、これを止めようとする多数派や事務局長らの強行的な議事運営・発言封じと、先ほど問題にしましたけれども、ここの中に事務局長はね、もう先ほども狩野議員が言いましたけれども、もう特定できる形で書かれているわけです。

ご自身の見解を表現するのはいいと思いますけど、事務局長が強行的な議事運営発言封じをした、というのはこれ相当強い、先ほど8つほどね、挙げられて。それは前回、事務局で全部否定したと思うんですけども。

にもかかわらず、議事運営・発言封じを、事務局長が多数派議員とグルになって行ったというふうにかかれていて、グルにっつのは、今、私が付け加えましたけど、もうこれ、この部分は刑法上の名誉毀損に当たると恐れがあると思いますけどもその点については、田中議員、どうお考えですか。

該当するかどうか、するかしないか。

簡潔に教えてください。

○児玉 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

しません。

○二見 委員

しないということですね。

はい。分かりました。

○児玉 委員長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○児玉 委員長

ないようでございますので。

田中議員、何か。

○田中 議員

いや、質問に対してですけども。

○児玉 委員長

質問に対してですか。どうぞ。

○田中 議員

今、名誉毀損という言葉が出たんで私も一言言わせていただきますけども、二見議員は、政治倫理審査委員としてね、今回も前回も委員ですけどもね、委員として非常にあるまじき中立的公平的立場でない街頭宣伝であったり、私の個人名をあげつらって通信を出したり、ウェブに乗っけたり、そういうこともされていますから。

むしろね、名誉棄損っていうんなら、あなたが言ったから言うんですよ。僕はそうは思わんけど名誉毀損というなら、あなたの方が名誉棄損に当たるような、民事上も刑事上もですね、行為をされているんじゃないか。

どう思われますか、自分では意識ありますけどどうですか。

○児玉 委員長

ちょっと待ってください。質問はできませんから。

○田中 議員

分かりました。

じゃあ、私は、ぜひそれを胸に手を当てて考えていただきたいと、お願いいたします。

○児玉 委員長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○児玉 委員長

はい。

ないようでございますので、これで、日程第2、審査対象議員の説明に対する事情の聴取を終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○児玉 委員長

本日はこれをもって審査を終了し、次回は再来週、5月14日火曜日に審査会を開催したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○児玉 委員長

ご異議ないということでございます。

そのようにしたいと思います。

なお、お伺いいたします。

対象議員からの事情聴取が本日で終了しましたので、次の審査会からは、議長への報告内容を協議することになります。

これを秘密会にしたいと思いますがご意見ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○児玉 委員長

なしということでございますので、それでは、審査会条例第6条第6項の規定により、出席委員の3分の2以上の多数で決議が必要ですので、挙手採決を行いたいと思います。

次回の審査会を秘密会にすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○児玉 委員長

全会一致でございます。

それでは、次の審査会は秘密会にすることを決定いたしました。

以上で本日の議事日程のすべてを終了いたしましたので、議会議員政治倫理審査会を閉会とします。

お疲れ様でした。閉会。

審査会 閉会宣言

< 審査会 閉会 午後 3 時 5 9 分 >